

意見提出者	個人
1. 項目	我が国に於けるレジストラ（レジストリを含む）に対する監督・規制・罰則強化の提言
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	『(通称) 迷惑メール法』の法改正が行われ、一時は迷惑メールの流通量が減少する事が期待されたが、抑止力として機能しているとは言い難く、唯一と思われる通報窓口：迷惑メール相談センター ( <a href="http://www.dekyo.or.jp/soudan/">http://www.dekyo.or.jp/soudan/</a> ) へ通報しても抑止効果(即効性)は“ゼロ”であり、一向に止まらない迷惑メールに対して一般の利用者は既に諦めてしまっているような感がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	また、正当なサービスを提供しているにも関わらず、横行する迷惑メールにより疑念を持たれるなどの実害が既に発生している。これは長短期を問わず、ICTそのものに対する不信感を増大させ、一般利用者のICTに対する期待や信頼、利便性を損なうのではないかと危惧する。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>『架空名義の携帯電話は犯罪に利用されるから...』と、厳しく取り締まるが、所有者不明、または虚偽の情報で取得されたドメインは『野放し状態』なのは何故か？同じ”通信”という分野で在りながら、しかもICTの基盤となる筈の『ドメイン』が現状の無法状態で登録され続けては、健全なICTの発展・活用は絶望的である。</p> <p>ドメインの所有者情報の開示を拒む理由として【個人情報保護】や【通信の秘密】を挙げるレジストラが殆どであるが、ドメインの所有者は【情報の発信者側】および【サービスの提供者側】に位置し、ドメインの所有者は電話会社や携帯電話のキャリア等と同じ存在だと考えられる。非商用や個人の趣味等で開設されたサイトやブログに使用されるドメイン所有者の個人情報を守られるべきであるが、商用目的、しかも迷惑メールで喧伝される出会い系を筆頭にしたサイトのドメイン所有者を秘匿する必要が何処にあるのだろうか？</p> <p>この『ドメイン』を管理・取得代行を行う事業者、『レジストリ(jPRS)』や『レジストラ』に対する監督、義務、規制、罰則は皆無であり、虚偽・架空の住所・氏名・連絡先でも『ドメイン』の取得・運用が可能となっているのが現状である。迷惑メールの発信や誘導先サイトに使用されるドメインは、その殆どが『取得者本人未確認』のドメインであり、こうした状態で取得・運用されるドメインが違法行為(迷惑メール送信は立派な違法行為)を助長しているのは誰も否定出来ない。</p> <p>■NEWS Link : ITmedia:        スпамサイトを追い出せ！ : ICANN、「スパマー御用達」のドメイン登録業者に警告  <a href="http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/0805/27/news022.html">http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/0805/27/news022.html</a></p>

■HP Link : spam-db.jp

レジストラ検索

[http://spam-db.jp/search/search\\_reg.php](http://spam-db.jp/search/search_reg.php)

地球規模で運用されるインターネットにおいて、迷惑メール送信を停止させる有効な手段は現状では無い等しいが、少なくとも『 This Domain is made in Japan 』の迷惑メールは『情報通信利活用促進一括化法（仮称）』にレジストラ規制・責任の項目を盛り込む事によって一定の効果が期待できるのではないかと？

これは、我が国の I C T に対する信頼確保の姿勢を世界にアピールし、『.jp』ドメインに対する世界的な信頼度を上げる事にも繋がり、『情報通信利活用促進一括化法（仮称）』の主旨にも合致するのではないだろうか？

『.jp』以外の『.com』『.net』等の gTLD、および ccTLD については、国内事業者は二次レジストラでしかないが、『日本のレジストラで取得したドメインなら大丈夫』といった様な、国内に限定されない副次的な効果も期待できる筈である。

少なくとも我が国の現状では TVCM で『JP ドメインは安心！』といった根拠の無い、無責任な情報を流布するような某レジストリは不要であるし、動画共有サイトを通じて世界中にお粗末な”日本のレベル”を喧伝した事は確かである。

また、最も迷惑メールの被害に晒されている、一般の利用者にとって、行政窓口が一元化されていない現状では、レジストラに黙殺、または誠意の無い返答が予想出来ても『メールで苦情』が唯一の手段でしかない。  
※通報窓口を設けているレジストラも一部には存在するが、一方通行なのが実体であり、調査・対応状況の連絡は皆無である。

官民が情報を共有し、調査・指導・一般利用者への結果報告、啓蒙活動等、一連のルーティンワークが確立されていれば、一般的に情報弱者であるとされる小児、女性、高齢者も安心して積極的に I C T に『参加（利用）可能』なのではないだろうか？逆に”電子立国”を実現するには、こうした情報弱者とされる潜在的な利用者の積極的参加、利用が必要不可欠であり、その為には I C T の根幹を支える『ドメイン』に対する信頼度向上は速やか行う必要がある『情報通信利活用促進一括化法（仮称）』には、『国内レジストラ』に対する項目を設ける必要があると考える。

意見提出者	(株) 日出ハイテック
1. 項目	2 1 年度 2 次補正予算広域 ICT 利活用交付事業が 2 2 年度本予算で委託事業に変更になった件
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2 次補正の公募期間が約 1 ヶ月で余りにも短兵急で市町村広域連携や資料作成など下準備不足の状況下において応募に間に合わない場合は次年度本予算への継続が示唆されていたにもかかわらず本予算時の事業が突然委託事業に変更された。</p> <p>又 2 次補正予算での情報共有の主旨が、地域福祉関係者による情報コンテンツ共有から、本予算では、単なるサーバー共有などに巧みにすりかえられた。これらにより 2 次補正予算段階から準備を進めてきた NPO や市町村にとって、福祉端末機器費用の初期投資費用が後年度以降担保されないこととなった。又各市町村単位で過去様々な省庁の補助金や交付金で導入してきた、異種 CATV インフラや光網のサーバー共有化という、現時点では緊急性もなく、将来的に見ても共有ソフト開発だけで収束せず、後年度サーバーなどのハード置換えが懸念されることとなり、断念せざるを得ない。</p> <p>即ち交付金事業→委託事業にすり替えることで事業の継続性がたたれ、明らかにその意図目的が利用者利便性→システム供給業者利便性となった。過去システム供給者側はそれぞれの継続利益を維持すべく統一性が大雑把で共有性、拡張性にかけるシステムをメーカー毎に納入してきた。</p> <p>今回の変更で異種仕様サーバーを無理やり共有するソフトを開発できたとしても、重たくて使い物にならず、結局ハードを再度入れ替える。</p> <p>今回の変更の意図は明らかに御用商人的大企業への肩入れであり、地域中小企業の単独参入を断固として排除することである。まず各大企業固有の仕様の仕様の黙認し ICT インフラ・機器を導入し、次に異種インフラ・機器を共有するという名目でソフトを ICT 大企業に開発させ、更にそのソフトのパフォーマンスが低いという理由で後年度は再び機器を導入するという、いわゆる「一粒で三度おいしい」ICT 利活用事業である。もちろん ICT 大企業なしで、ICT は成り立たないことは当然ではあるが、だからといって関連事業 3 0 0 % 全てを委ねるということは ICT 利活用の大義名分から大きく逸脱した税金の過剰投資といえる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性について	<p>補助事業・交付事業・委託事業を一本化すること。</p> <p>更に ICT 関連メーカーよりの姿勢を利用者よりに変更すること。(主旨を意図的に変更しないこと)</p> <p>公募期間を 3 ヶ月程度に延ばすこと。</p> <p>審査評価委員を不作為に選定すること。</p>

の提案	
-----	--

意見提出者	(株) 日出ハイテック
1. 項目	ICT 利活用学童見守り補助事業への参入障壁
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>実質上 MVNO は日本通信の独占。          携帯電話インフラはドコモ、ソフトバンク、KDDI の独占であり、通信インフラが開放されていない。          弊社は KDDI の技術支援の元で通信モジュールを利用し、学童見守り端末を自社開発し文部科学省モデル事業の一環として実証実験で成果を得た。          しかしその後 KDDI は一方的に自社ブランドの「mamorino」という模造品を不当な低価格で発売開始し、実質上市場から排除した。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>KDDI への公共電波割り当てを取り消す。          ペナルティーを科す。          公共団体での ICT 関連諮問委員会などから排除する。          公共電波割り当て者への行動規範義務づけ。</p>

意見提出者	(株) 日出ハイテック
-------	-------------

1. 項目	MVNO 促進補助事業への参入障壁
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	実質上ドコモと結託している日本通信と提携できないかぎり、提案が不可能である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	インフラ規制緩和。 審査評価委員を不作為に選定すること。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	各種予算制度
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>※ 本意見は、平成 21 年 7 月に募集された『「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検』に関するパブリックコメントの募集について』に提出した意見と同じ内容です。</p> <p>国、地方とも、行政機関の動きが年度区切りの予算に縛られており、素早い行動を十分に取れていないように見受けられます。緊急に必要な出費でさえも「予算上の理由」により翌年度まで持ち越しとなる場合があるようです。</p> <p>私は、ある地方自治体の運営するウェブサイトセキュリティ上の脆弱性を発見し、(独) 情報処理推進機構を通じて脆弱性関連情報の届出を行いました。ウェブサイト運営者は問題を理解し、応急的な措置が行われましたが、予算上の理由から、根本的な解決は直ちには行えないとの回答を得ました。</p> <p>地方自治体のウェブサイト欠陥があるまま運営されているということです。一般利用者が情報セキュリティ上のリスクに晒されます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	不明ですが、多岐に渡るのではないかと想像します。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	上記情報セキュリティの件は一例ですが、IT をインフラとして運営する限り、急な出費はついて回るものです（例えばウェブサイトの利用者数が予想より大幅に多ければ、設備の増強が必要です）。翌年度の予算編成までお金の出る枠がない（「お金がない」ではない）から欠陥のあるまま運営し続けるのでは不都合があまりに大きいので、年度途中でも迅速かつ的確な決裁により支出を可能とする制度が必要です。

意見提出者	個人
1. 項目	仕切り直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>「ICTの利活用を阻む制度・規制等に対する意見の募集」(以下、今回分)とは別に、「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検」(以下、前回分)なるパブリックコメントが昨年7月に公表されております。</p> <p><a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h21/0907boshu.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h21/0907boshu.html</a></p> <p>私は前回分に意見を提出しましたが、前回分と今回分を見比べると、公表時期の1年の違いと細かな文言の違いはあるものの、意見募集の趣旨はほとんど同じです。そこで、総務省に問い合わせたところ、昨年9月の政権交代により政府の戦略が見直され、一度仕切り直しとなったことを踏まえて行うものであって、意見募集の趣旨はほぼ同じとの回答を得ました。また、前回分と同様の意見を今回分にも提出するように指示されました。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「仕切り直し」に伴う過去の検討経緯の精読が不十分にしか行われていないと考えられます。ですが、意見募集にも、検討にも、コストや時間がかかるのであって、過去の検討を精読せず、その価値を無闇に減ずるのであれば、「仕切り直し」は有害であると断じざるを得ません。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「時は金なり」。時間は、無限に浪費してよい資源ではありません。同じパブリックコメントを二重に出すということは、一種の二重投資です。今回のような誤りがなぜ生じたのか、検証するところから始めるべきではないでしょうか。</p>



意見提出者	個人
1. 項目	通信・放送の総合的な法体系の在り方に関する検討の不発
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>通信・放送の総合的な法体系の在り方（平成20年諮問第14号）答申なる文書があります。これは、通信は電気通信事業法、放送は放送法という法体系を根本的に見直し、「伝送設備規律」「伝送サービス規律」「コンテンツ規律」の3つの視点で大括り化を図るものです。</p> <p>これによって、例えば、CATV事業者がテレビ放送とISPを両方提供する場合、今まで放送法と電気通信事業法の両方にまたがっていたのが「伝送サービス規律」一本で大括り化され、テレビ放送については今まで放送法と電波法でやってきたものが、今後は番組制作は「コンテンツ規律」、アンテナ立てて電波を出す部分は「伝送サービス規律」という大括りになる。そのように期待しておりました。</p> <p>期待は裏切られました。「伝送サービス規律」は現在の電気通信事業法、「コンテンツ規律」は現在の放送法と、ほとんど変わっておりません。「通信・放送の総合的な法体系」の看板からはほど遠い、見掛け倒しの政策と言わざるを得ません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>通信と放送で括られた今の法制度は、通信のインフラを使った放送や、放送のインフラを使った通信が縦横無尽に行われる現代のICTに、全く追いついておりません。これでは「通信・放送の総合的な法体系」が成功裡に確立しても、周回遅れの法体系ができるに過ぎません。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>21世紀に入って以来、既に10年が過ぎています。「会議は踊る、されど進まず」という表現がぴったりあてはまるような政策立案のありかたから、卒業すべきではないでしょうか。</p>

意見提出者	(株) 日出ハイテック
1. 項目	(財) ハイパーネットワーク社会研究所のコンサル的活動による I C T 利活用参入阻害
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>国や大分県肝いりの財団（ハハイパー研）の存在が様々なユーザーオリエンティッド端末の導入を阻害し結果として利用者の多様な I C T 利用機会を損失させる恐れがある。</p> <p>同財団は先端 I C T 環境整備研究という名目で大分県内市町村の I C T 環境導入にあたり、助言や評価委員を務めている。大分県ソフトパーク内に集中進出している I C T 大企業は同財団に職員を実質無償提供しているといううわさを聞く。</p> <p>又大分県 I T 推進課の管理職レベルも出向。</p> <p>弊社はかつて C A T V 網を利用する多機能 S T B の開発をてがけた。大手メーカーには無い機能を低価格で提案したが、残念ながら入札に漏れた。落札したのは大手通信事業者であるが、疑問は評価委員会そのものである。一見公平審査に見えるが当然メンバー氏名は非公開ではあり、同財団など恣意的なメンバー選定とも思える。極論すれば同財団の目的は錦の御旗の公儀を押し立てお仲間企業間の談合を仕切ることではないか疑える。これ以外の様々な I C T 導入に関与のうわさがあるが省略する。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>同財団の活動範囲を当初の目的に限定する。</p> <p>関連企業の無償人材提供を停止する。</p> <p>入札評価委員から排除する。</p>

意見提出者	(株) 日出ハイテック
-------	-------------

1. 項目	ICT 利活用事業の入札評価委員制度
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	最近の ICT 事業入札においては単なる価格だけではなく評価委員会の採点に重きがおかれる。 制度上は一見公平審査に見えるが問題はメンバー選定にある。意図的恣意的選定であればできレース談合の公的認定にはかならない。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	落札業者確定後の評価委員氏名と採点の公表

意見提出者	(株) 日出ハイテック
1. 項目	I C T利活用名目での介護保険自由裁量事業悪用
2. 既存の制度・規制等によってI C T利活用が阻害されている事例・状況	記憶が定かではないが、愛知県関市?等において介護保険の何%かの自由裁量調達枠を悪用し高齢者見守り用としてセコムが「ココセコム」納入で随意契約してるといううわさがある。
3. I C T利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. I C T利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	介護保険制度下でのI C T導入運用規定見直し。 高齢者を食い物にしている業者への罰則強化。

意見提出者	個人
1. 項目	印紙税のルール簡素化、明確化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>請負契約一般が税務署の判断によって印紙税の対象とされる傾向があり、今後、アウトソースビジネスやクラウドサービス（本質がアウトソースである）の拡大に伴い、混乱に拍車がかかることが懸念される。本来は課税対象である請負契約に税を払わない企業が出たり、他方で本来は非課税である電気通信事業に税を払う企業が出たりという混乱は、日常的に発生している。</p> <p>また、日本の印紙税の煩雑さは、海外クラウド事業者を日本のデータセンターに誘致する上で障害となりうる。</p> <p>現状ですら混乱はゼロではない。たとえば、エレベータの遠隔保守は課税対象だが、電気通信事業者や構築事業者がユーザ企業に代わり遠隔地の回線終端端末を保守するサービス、および、特定企業のプライベート・クラウド・インフラを遠隔保守するサービスには、税金を払っていないケースが少なくない。本質的に何がエレベータと違うのかと言われれば、大いに疑問である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>税制もさることながら、各地の管轄税務署の裁量により判断が決まっているという現状がある。また、税務署には、何が問題なのか、何を課税・何を非課税とすべきかの判断能力がなく、企業側が法令順守の規準を作りかねている。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>印紙税は諸外国に倣って、有価証券・不動産取引などに限定し、請負契約は非課税とすべきである。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	信書概念の拡大と明確化、物理的配送と電氣的配信の垣根撤廃
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>信書概念が明確でないことへの不満は主として手紙配達への参入ができない宅配業者から出てきた。しかし、昨今では、請求明細など明らかに個人宛の情報を、電子メール、ウェブサイトで通知する例が増えており、物理的な配送という要素がないこと以外、何が手紙と違うのか分からなくなっている。</p> <p>連絡内容だけを見れば、これらは明らかに信書同等で、日本郵政以外のインターネットプロバイダがこれを扱っているのは脱法的。海外から電子メールが届くのをとめることも不可能である。さらに言えば、電報はNTT以外の電気通信事業者も行っており、現在でも根強い需要があるが、これは信書以外の何者でもない。</p> <p>日本郵政は、領収書・契約書・承諾書・願書・申込書を信書としているが、現実にはこれらは電氣的手法で既に広く配信されている。また、戸籍謄本・住民票の写しを郵便でしか扱えないというのは、住民サービスの観点から問題があり、せっかくの住民基本台帳ネットワークと電子署名による真贋性担保を用いてネットから利用可能にすべきものである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	信書便法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(1) 信書は物理的な配達物であろうと、電氣的な通信であろうと、全ての事業者が平等に参入できるものとし、両者間の垣根は撤廃</p> <p>(2) 日本郵政には電気通信事業と従来型郵便を組み合わせたサービスの提供を許可すべき。特に電報はNTTが行うより集配能力に優れた郵政が行うほうが効率的であるのは明白</p> <p>(3) 宅配業者と電気通信事業者の提携・合併の促進</p> <p>(4) 電報サービスを行う事業者への信書一般への参入許可</p> <p>(5) 戸籍謄本・住民票などのネットでの交付実現。信書にはあたらぬ公開情報だが、登記簿も</p>

意見提出者	個人
1. 項目	テレビ会議を用いた薬剤師面談・薬販売の解禁
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>薬は対面販売が原則となっているが、ほとんどのケースでは、薬剤師がテレビ会議で患者に面談すれば、事足りる。テレビ会議による面談が解禁されれば、コンビニでの深夜の薬販売や安全な通販などが一気に可能になり、患者の利便性が大きく向上する。</p> <p>テレビ会議は家庭用ゲーム機プレイ・ステーション3の機能でも出来る程度のものであり、これを有効に使わないことのほうが常識はずれ。プレステ・テレビ・ネット回線だけで出来ることをなぜしないのか、理解しがたい。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>第1類を含む薬のテレビ会議による薬剤師面談・販売の解禁。対面販売でないと責任が取れないと薬剤師が判断すれば、販売拒否できるようにすれば良い。</p> <p>通販は第2類と3類に限ってテレビ会議の上、解禁。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	DNSSEC 普及停滞の打破
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>ガンブラーよりはるかに恐ろしいインターネット上の脅威である DNS キャッシュポイズニングについて、一般法人への周知・啓蒙と普及が進んでいない。放置すれば、金融機関等のメール・ウェブが全て虚偽サイトにのっとられ、重大なフィッシング被害などが出かねない。</p> <p>対応策とされる DNSSEC は信頼の連鎖という概念を持ち、プロバイダとドメイン名の持ち主が次々と対応していかなければ、信頼の連鎖が完成せず、効力を発揮しない。技術があっても普及しなければ効果がないという典型例であるため、普及を妨げる最大の理由は規制ではなく不作為である。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>個人情報保護法（企業向け、役所向けとも）に規定がないこと。ガンブラーと異なり、DNS キャッシュポイズニングの対策をしても、セキュリティ会社が儲かるわけではないこと。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(1) 個人情報保護法に、対応 TLD を用いたインターネットサービスを行っているドメイン名やサーバ類の DNSSEC 対応義務を追加。 DNSSEC 対応 TLD 利用の推奨（義務ではない）。</p> <p>(2) 中国等、意図的に DNS キャッシュポイズニングを用いてインターネット検閲をしている国があり、プロバイダが名前解決情報を中継すると、国外のユーザまで中国国内相当の検閲にかかってしまう。プロバイダに DNSSEC 対応の努力義務を省令等で通達。検閲の禁止なら根拠法はいくらでもあるはず。</p>



意見提出者	個人
1. 項目	拡張カタカナの正式採用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	文字を持たぬアイヌ語をカタカナ表記し、もってアイヌ語を保存するための拡張カタカナ（日本語のカタカナだけではアイヌ語の発音をカバーできないため、トに半濁点「ト°」などを追加する）は存在するが、公用の場では用いられておらず、Windows PC で表示が可能であるというのに、現実には普及していない。マイノリティ文化を残すために ICT ができることはすべき。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	内閣府による現代仮名遣い基準、人名に用いることの出来る文字の基準
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	仮名遣いの基準の緩和、マイクロソフト社やジャストシステム社や TRON へのキーボード入力手順定義依頼、人名に用いることの出来る文字への拡張カタカナの追加、「.jp」とは別に「.ainu」の国策としての TLD 登録。Windows 環境のほか、住基ネットの端末でサポートすべき。

意見提出者	個人
1. 項目	瞳孔による生体認証の標準化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	銀行間で生体認証方式に手の平静脈と指紋の違いがある上、せっかく銀行に登録した生体情報が、コンビニ銀行のATMで使われていない。しかも銀行本体はATMを減らしており、コンビニATMへの依存度が高まっているので、生体認証が利用されていない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	規制はないと思われる。業界標準が存在しないだけ。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	瞳孔を生体認証の業界標準とし、コンビニATMの防犯カメラへのソフトウェア追加だけで対応する。これだと手間は、めがね、カラーコンタクトを外すことだけになる。 また銀行によっては、生体認証を届出印に代わる効力のある本人確認手段ととらえているため、生体認証の使えるATMが増えれば、ATMから引き出せる上限金額が増える。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	郵便やネットによる投票
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	投票のためには、会場に足を運ばなくてはならない。海外在留邦人の投票率が低い
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法など
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	選挙活動だけでなく、投票も郵便やネットで行えるようにすべき。選挙公報はネットでも公開。本人確認や真贋性担保の方法はICTで実現する。候補者の名前や政党の名前を仮名漢字で記入するという方法はやめ、諸外国に倣って選択式にすべき（ICT化もそのほうが楽。開票にかかわる作業の軽減にもなる）。日本でも識字率は100パーセントではなく、低所得者向け公営住宅の現場では、抽選結果を通知する葉書について「当選」「落選」の文字が読めない人々への対応業務が日常的に発生している。「当選」「落選」が読めない人が、記名式投票をできるわけがない。また、記名式は世襲議員・タレント議員ばかりを生む元凶であり民意を歪めている。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	警察による盗聴の合法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>一般の先進国で、裁判所の令状などがあれば普通に認められている盗聴は、日本では厳密に禁止されており、知能犯罪への対応に限界がある。これは戦前の特高警察への行き過ぎた反動という側面を持つ。</p> <p>また、警察は都道府県単位の組織であるため、距離依存性・地域依存性の低い通信サービスが増えている現状に合わせた盗聴ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	憲法、電気通信事業法、都道府県単位の警察制度
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>一般先進国、国連人権基準レベルの範囲で、裁判所の許可を前提とした警察の盗聴許可と、盗聴記録の保存・開示・証拠採用基準策定。オーストラリアのように令状不要・基準は恣意的という方式や、イタリアのように目的外で偶然入手した情報の流用は、認めない。取調べ可視化とあわせ、盗聴内容も可視でなければならない。</p> <p>警察組織はメール、長距離電話、携帯電話、IP電話などの地域依存性の低い通信に対応可能な体制を整えるべき。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	分譲集合住宅、携帯電話基地局設置ビルへの自然エネルギー発電普及策、スマート・グリッドの有効利用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	家庭用太陽光発電装置とスマート・グリッド装置は、戸建て住宅には向いているが、分譲マンションに導入するには、全ての住民の同意や費用負担・受益配分の定義が必要で、マンションへの普及が進んでいない。雑居ビルも同様
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	区分所有法、マンション管理組合の実運用（行政による標準管理契約サンプルあり）、電力会社のスマート・グリッドへの無関心・利用忌避・公共企業としての性格
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>分譲マンションに導入した太陽光装置や風力装置による発電は、住民の電力消費に供することをせず、全て電力会社買い取らせ、収入はマンション管理組合のものとして住民共有の財とするよう、標準化。雑居ビルも同様。</p> <p>さらに、携帯電話基地局の設置されたビルにも優遇措置をとり、こちらは、携帯電話会社の基地局用電力に流用する（既にアンテナがついているビルに新規設備の設置許可を求めるのは容易と思われる）。停電時の通信確保にも役立ち、現状、銅線による固定電話にしかできない「停電時の通話確保」が無線でも可能になる。携帯電話・PHSの30万基地局ビルは設置箇所として大きな魅力で、しかも、見通しがよく太陽光がよくあたる。</p> <p>スマート・グリッドは、ユーザの消費電力を人間が目視で検針するのに代わってスマート・メーターがテレメトリングにて行うようにしようという米国の思想を持ち込もうとしても、日本では絶対に成功しない。検針員を大量に解雇して人件費を浮かせたという悪い評判を立てられることを、わざわざするわけがないのが、地域の大將である日本の電力会社。東京電力がPHSでテレメトリング検針をしていればアステル東京は一発で黒字だったわけで、それをしなかった会社が、今更、スマート・グリッドに乗ってくるわけがない。むしろ日本では逆に、個人宅で自然エネルギーによる発電を行った際、それにスマート・グリッド端末をつけることを義務づけるほうが現実的で、自然エネルギーによる小規模分散型発電が、どれくらい電力全体の安定供給に役立つかを把握しやすくなる。これは新市場なので検針員の解雇を伴わない。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	還付制度・ポイント制度一般の簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	国・自治体には各種の還付制度・ポイント制度があるが、それぞれバラバラに運用されており、ICTを用いた簡素化は容易である。例えばエコポイントには専門の基金があり、作業は民間に外部委託されているが、本来、このような制度を一元化することは難しくない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	運用、制度設計、個人情報保護法の規制、組織の垣根
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	現状の還付・ポイント付与・補助・独自通貨・独自商品券などのための組織は全廃し、処理を税務署に一元化。 例えばエコポイント関連組織は統廃合し、税務署に住基ネット端末を入れ、消費者が当該家電の領収書を持ち込めば還付に応じるようにすれば良いだけ。専門組織など、はなから不要。DBさえ常時稼働させておけば、確定申告の時期に処理を集中させる必要もなく、ネットからの申請も可能。 住民税と国税の窓口が異なっているのも現状では分かりにくく、税務署への一元化が望ましい。ICTを用いて、年末調整を廃止し確定申告に一本化すれば企業の負担が減る上、職業ごとに税の捕捉率が異なる問題も消滅する。借金の総量規制ができるICTがあるのなら、全国民が確定申告でも税の捕捉率を上げられるはず。

意見提出者	個人
1. 項目	暗号化機器持ち出し・輸出規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現状の暗号化機器持ち出し・輸出規制は、暗号のレベルが低かった時代のものであり、最新レベルの高度な暗号は、多くが国外持ち出し不可能になってしまう懸念がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	経済産業省 外国為替および外国貿易法 輸出症例第8条第9項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	携帯電話、デジカメ、携帯ゲーム機など、頻繁に海外に持ち出されるもので、PCやサーバのような汎用性がなく、軍事への転用が現実的でないものについては、SDメモリー等への暗号化処理を施す機能があっても、原則、持ち出し自由化。 PCにさして使うSDメモリーやUSBメモリー、内蔵HDの暗号化も、ある程度柔軟に対応。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	消滅時効の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	物件や債権は、一定期間、利用されることがなければ所有権が消滅するという考え方が民法にある。プリペイドカードやプリペイド端末の利用権は、放置すれば消滅するという法的根拠になりかねず、突如としてNTTがテレホンカードを廃止しても違法ではなく、それどころか意図的にテレホンカードという債権を利用させないまま塩漬け・廃棄させることも可能。しかし、テレホンカードを用いて広くNTTの電話サービスを使うのは消費者の権利であり、ユニバーサルサービスを使うための債権に消滅時効があるほうがおかしい。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民法 消滅時効一般
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	NTT東西は通話料だけでなく、加入電話の基本使用料も未使用テレホンカードでの支払いに応じ、さらには換金にも応ずべき。現状の煩雑で規制の多い通話料充当方法では、市場に出回っているテレホンカードは消化しきれず、民法の定める消滅時効がなし崩しで成立してしまう。 NTTがテレホンカードを意識的に利用しにくくしているとは思えないのと異なり、JR東日本はイオカードの換金、オレンジカードによる券売機利用を今でも続けており、これがプリペイドのあるべき姿というもの。債権の持ち主が誰であるかDBで特定できるケースでは、さらに大幅な消滅時効の緩和をすべきである。そもそも消滅時効は所有者の物件の使用や所有の意思がもはや推定できない時に発動するものであり、DBで所有者確認が容易に行える現在、ローマ法由来の規定をそのまま維持するほうが時代遅れ。



意見提出者	個人
1. 項目	番号持ち運び制度の拡充
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ナビダイヤルからIP電話（特に050インフラ）への番号持ち運びができれば、加入電話からの全国一律料金での接続というサービスを維持したまま、同じ電話番号で、電話の受け手側が長距離電話代金の分割負担をやめることができるようになり、コールセンター等に需要が見込める。現にコールセンターで電話を受けるために050を使う例は増えている。高度な転送機能が必要なユーザは、引き続きナビダイヤルを使えばよい。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ナビダイヤルの場合、NTTコミュニケーションズ以外は該当サービスの新規受付を停止しており、競争相手はIP電話しかありえない。規制というより市場状況が問題である。050事業者なら複数ある。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	IP電話インフラで様々な特殊番号を出来る限りサービス提供とし、ナビダイヤルだけでなく、トールフリー等も許可。ただし、事業者コードで始まる番号は提供事業者を分かりにくくするので、番号持ち運びの対象外。

意見提出者	個人
1. 項目	契約印・署名ルールの簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	外国企業ではSAPから出力された、契約印も署名もない発注書が広く使われている。これは日本では有効な発注書とは見なしていない企業が多く、せつかくの契約管理の簡素化ツールが日本では使えない。またSAPを利用している外資系企業と日本企業が取引しようとする、発注書を社内で通用させるための内部調整に手間取るなど、国際取引の現場で無駄な労力を要し、外資系企業は外資どうしでしか付き合わないほうが楽だという惰性的慣習が生まれている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	複合要因。取引先企業の慣習とリスク管理方針による部分が多いが、一般論から言えば、日本企業は、契約印も署名もない発注書は受け付けたがらない。他方で、現実問題、電子メールだけで先行受付してしまい、署名・捺印は後回し可という企業もある。また電気通信事業のように、見なし契約の慣習がある業界もあり、基準が分かりにくい。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	契約とは当事者の合意さえあれば成立するものとし、その様式については、不動産・金融資産などの大口取引を除いて、印や制度などによる縛りは廃止。契約不履行は事後的に詐欺罪などで対応すればよいのであり、様式縛りによる事前対策は軽減。 歴史的には紙のない時代でも契約や信用取引の概念は存在した。様式にこだわるのは本末転倒である。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	端末認証の簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>本来、ネットワーク端末が網設備を破壊してしまうことがないように確認を行うという趣旨の JATE 認証が、到底、端末が設備を壊すと思えない無線にまで行われ、携帯電話端末開発への参入の敷居が高くなっているほか、外国製端末の持ち込み許可基準が分かりにくくなっている。</p> <p>他方、イーサネットは LAN 用であるという建前から諸外国でも認証対象外だが、公衆イーサネットサービスの普及で、認証の意義は骨抜きされているほか、WiFi、WiMax のように通信ではなくコンピューティングの世界から生まれた技術が増えている中で通信業界の古い論理を市場に押し付けることは困難となっている (WiFi、WiMax まで認証対象とすれば外国製ノート PC も全て認証が必要になってしまい、日本持込が不法ということになる)。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電気通信事業法、JATE
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ユニバーサルサービスにつなぐ端末以外は全て認証制度の対象から外す。SIM ロック解除にあわせ、外国で認証された携帯電話はそのまま利用可能に。</p> <p>認証制度回避を目的のひとつとしたウィルコム W-SIM の思想を国策として国際特許にし、同様の認証制度を持つ諸外国で携帯電話端末を売りやすくする。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	不動産登記及び商業登記において、登記の申請を業とすることができる資格者代理人（司法書士等）による代理申請の場合における、申請人（会社）等当該代理人以外の者の作成にかかる添付情報（ただし、登記申請の添付情報として適格な電磁的記録を除く。）の提出義務の緩和及び代替措置
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、不動産登記申請においては、法定の添付情報の提出が求められている。不動産登記法は、添付情報を申請情報と共に併せて送信すべきことを求めているが、添付情報が書面で作成されている場合においては、書面で提出することも認めている（特例方式）。</p> <p>電子申請を普及させるためには過渡的に必要であった措置ではあるが、これが却ってそのICT利活用の阻害要因となっている。</p> <p>商業登記においても同様の状況がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>不動産登記令附則第5条</p> <p>不動産登記規則附則第21条</p> <p>商業登記規則第102条2項ただし書き</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>資格者代理人による電子申請の場合においては、特例方式を廃止すべきである。しかし、法定の添付情報の多くが書面で作成されている状況から、代替措置として申請代理人である資格者代理人の作成する一定の情報（電磁的記録）を必要的添付情報とすることで登記の真正を担保し、その根拠資料である書面については、これの保管義務を資格者代理人に課すこととすべきである。</p> <p>商業登記においても同様。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	不動産登記及び商業登記において、登記の申請を業とすることができる資格者代理人（司法書士等）による代理申請の場合における、書面申請の廃止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、不動産登記申請を行う場合、電子申請と書面申請の両方式が認められている。書面申請の存続により電子申請への移行が阻害されている状況となっている。 商業登記においても同様の状況がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	不動産登記法第18条 商業登記法第17条1項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	資格者代理人による登記の代理申請の場合においては、書面申請を廃止し、電子申請のみを認めることとすべきである。なおこの場合の電子申請は意見（その1）で述べたとおりの電子申請とすべきである。 商業登記においても同様。

意見提出者	北海道市長会
1. 項目	「光の道」の整備とユニバーサルサービス制度について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域などの条件不利地域において、格差が生じていることから、固定電話や公衆電話・災害電話と同様、光ファイバーによる伝送路整備や通信基盤もユニバーサルサービスの位置づけが必要である。</li> <li>・ 広範な北海道ではエリアカバーが低水準の地域も多く、また、道外からの交流人口も多くみられるが、毎年、交通事故など不測の事態が生じても通報手段がなく、緊急車両などによる搬送の遅れが生じている。</li> <li>・ 総務省は地理的な条件や事業採算上の問題により携帯電話を利用することが困難な地域において、基地局施設などを整備する場合に整備費用に対して補助金を交付しているが、携帯電話事業者の採算性が極めて厳しいことから、なかなか進展しない実態にある。</li> <li>・ 既存の国の補助制度においてはイニシャルコストへの補助のみであり、維持管理費や経年劣化による再整備については補助等の仕組みがない。</li> </ul>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。</li> <li>2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。</li> </ol>

意見提出者	日本放送協会
-------	--------

1. 項目	—
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>NHKは、公共放送機関として、視聴者の方々に全国あまねく豊かで質の高い番組をお届けしています。</p> <p>放送・通信の本格的な融合時代を迎え、さまざまな機能を持った端末機器がインターネットで結ばれて広く普及しつつあります。私たちは、こうした時代にも、質の高い番組を引き続き皆さまにきちんとお届けすることによって、長い放送の経験の中で培ったノウハウを活かしつつ社会に貢献していきたい、と考えています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>そのためには、これらの端末機器を結ぶインターネット網を縦横に活用することがたいへん効果的ですが、現在のNHKの業務は、無線による放送を核としていますので、例えば無線による放送と同時に番組をインターネットで皆さまにお届けすることなどは、基本的には認められていません。</p> <p>こうしたNHKの目的や業務を定めた放送法の規定については、放送と通信の融合時代にも、NHKがインターネット網を活用することによって、その役割を十全に果たしていくことができるように、必要な見直しを要望いたします。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	個人
1. 項目	フィルタリング促進の抑制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>フィルタリングの導入により、政治家・学者のブログや児童虐待などの社会的問題を取り扱うサイトが閲覧できなくなる事例が多発している。</p> <p>これでは、ICT活用を阻害すると共に、情報公開の恣意的な操作、メディアリテラシー能力の低減など様々な弊害が起きる危険性がある。</p> <p>また、各地の条例で、情報端末の所持の著しい制限、可決されていないものの、フィルタリングの事実上の強制を図る動きが多発している。</p> <p>これらは社会のICT活用の動きに対して、取り残される人々が増える危険性がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」全文</p> <p>「東京都青少年の健全な育成に関する条例」 第18条の7～9 (東京都)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を廃止。</p> <p>「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第18条の7～9の削除し、不要な法規制を減らすべきである。</p>



意見提出者	個人
1. 項目	インターネットカフェにおける本人確認義務の廃止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	いわゆるインターネットカフェにおいて、「ネット犯罪の温床となる」という特に根拠のない理由で本人確認義務化されたが、これは自前でインターネットに接続できる環境を有さない人々に負担を増加させる。また、特に貧困層と呼ばれる人々の中では、本人確認に関する証明書を持っておらず、利用できない事例が発生している。また、事業者にとっても労力が増加し、保存義務が生じるなど負担を増やしている。 これは、広く人々にICTの活用を広めるという考えに反している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」 全文（東京都）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」を廃止すべきである。

意見提出者	個人
1. 項目	—
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT の利用を阻む制度・規制に対する意見として、私は現行のインターネットに対して、いかなる規制、法の増設も望みません。</p> <p>インターネット上の犯罪はいかに近代によるものといえど、現行の法によって十分対処可能なものです。</p> <p>よってこれに少しでも法的な圧力をかけようというのであればそれは通信の秘密への侵害となり、許されることではありません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>よって私はICTの利活用への意見として、現在のインターネットに対する一切の規制に反対いたします。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	

意見提出者	株式会社ニーモニックセキュリティ
1. 項目	個人認証手段の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	自分が自分であることの証明方法としてパスワード/暗証番号が使われていますが、文字と数字しか使用できないため殆どの利用者には安全には使いきなせていないというのが現実です。この本人認証が困難であり且つ脆弱であるという状況はICT利活用を大きく阻害しています。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>&lt;提案&gt;</p> <p>多くの利用者には安全に使いこなすことのできていないパスワード/暗証番号の問題について、官民の衆知を集め「アナログ空間の署名捺印のように記憶力の強弱を問わず老若の誰にでも使いこなせる簡便な電子的本人認証手段」を国民に提供する手立てを講じることが必要と考えます。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>デジタル空間ではパスワード/暗証番号に一切頼らずに本人認証を行うことは考えられません。トークン照合あるいは生体照合を使う場合であってもパスワード/暗証番号は必ず併用しなければならない共通必須要件です。PKIによる電子署名や証明書を利用する場合であっても、その承認行為ないし活性化行為として必ず本人のパスワード/暗証番号の入力が求められます。</p> <p>それではパスワードを巡る現実はというと</p> <p>サービス利用者側の立場で見ますと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単に覚えられるパスワードは簡単に破られることが知られています。ところが、破られない長大な難解パスワードを幾組も覚えていられる人は稀です。</li> <li>・多くの人があつないし少数のパスワードを多くのアカウント・口座に使い回しています。ところが、銀行の基準ではキャッシュカードの暗証番号を携帯電話や他の用途にも使い回すのは過失に準ずるものとされています。</li> </ul>

・使い回しを避けるとメモ/手帳への依存しか選択肢がありません。ところが、銀行の基準では屋外での暗証番号記載メモ/手帳の携行は【過失】であり、キャッシュカード上に暗証番号を記載すると【重大な過失】との扱いすら受けることになります。

サービス提供側の立場から見ますと

・文字パスワードシステムの調達コストは無料に近く導入コストも非常に安いといえます。しかし、強固なパスワードを強制、更に頻繁な変更も実施すると失念対策で巨大な費用が発生します。

・パスワード失念対策の費用を抑制するには（１）メモ/手帳依存を許可/黙認する、（２）業務パスワードの私生活での使い回しを許可/黙認する、或いは、（３）簡単に破られるが忘れ難い脆弱パスワードの利用を許可/黙認すればよいのですが、どのケースであってもセキュリティは無惨なまでに犠牲になってしまいます。

悪意の第三者が他人のアカウントに難なくアクセスすることを許すような状況が放置されるのは刻一刻肥大化する時限爆弾の上で暮らすようなものです。健全で持続的なICT利活用は絵に描いた餅に終わりかねません。

現在のパスワード/暗証番号の悩みは選択肢が文字数字しかないことに大きく由来します。文字数字に加えて画像など全ての視覚対象（将来的には聴覚・触覚対象も）を扱えるパスワード拡張方式による問題解決の可能性について、更には、こうした拡張方式によるシングルサインオン方式個人認証サービスの可能性について、重点施策の実施に並行して、望ましくは先立って、検討されることが望ましいと考える次第です。

意見提出者	老テク研究会
1. 項目	福祉分野でのICT利活用促進を阻害するものは、総務省と厚生労働省との連携がないことです。既存の財団や学会がもっと指導力を発揮していただきたいです。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p><b>1 Lモード撤退を惜しみます。</b>  2001年から数年NTT東西が提供したLモードサービスの失敗。NCC各社から長距離通信でNTT法に違反、不公正であると批判されました。  端末、通信料ともに高く、NTT中心で設計され、ネットワーク利用も非効率だったとか。NTTの傲慢な方針や、運営方法にも批判はあるでしょう。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>しかし、パソコンは操作が難しく、携帯電話の小さい画面では、文字情報（デジタル情報）を扱いにくい高齢者、障害者には、大変ありがたいサービスでした。  もう少し、政府とNTTが連携・協力して、公共サービスや福祉分野への活用を検討していただけたらと残念です。厚生労働省と総務省との連携を促進するしくみは今後、さらに重要になると思います。そのためにも<b>総務省とNTTの両者の不仲こそ、最大のICT促進阻害要因</b>と思えます。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p><b>2 眠れる獅子 NTT - 人材育成のためにも NTT法を見直しては？</b>  私は30年前、電電公社時代から電話サービスに関わり、NTTに移行するさいのINS実証実験当時、電話会社各社の方を存じ上げていますが、昨年、オンライン申請サポート事業を通じてNTT東日本の方たちと、近しくお仕事をさせていただき、驚いたのは、民営化以前より固い頭の人ばかりで、さらに公社時代にあった公益性や、公共性の理念より、収益性を優先する姿勢ばかりが、目立ったことです。リーダーの方は傲慢な発言をされるわりに、批判されることばかりを恐れ、慎重すぎて、ガッツがありませんでした。残念。</p> <p>情報通信事業とは、人と人をつなぐ仕事の基本ですから、人間の心をわかる人材育成が大事なのに、NTTは30年前も今も、人間を機械の守人のごとく、扱っているように見えます。  今、巷の高齢者は、NTT関連会社から、地デジをNTTと契約せよとの訪問販売が、会社の名前をかえてやってくることに閉口している人も珍しくありません。悪徳業者すれすれです。</p> <p>こうした下請けの努力や制度で守られていては、本当に今後、利用者の要望に対応した、新しい、楽しい情報通信サービスなどNTTから生まれることは期待できません。他社が開発したサービスをまねして、後追いすれば利益がでるかもしれませんが、尊敬されません。今のNTTはまるで100年前の中国 眠れる獅子のようです。100年かけて作った国</p>

	民の財産である電話網。 賢く運用しなければ、もったいないです。
--	------------------------------------

意見提出者	北海道深川市
1. 項目	戸籍事務電子化におけるシステム運用・データ管理の規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の戸籍制度では、原則、戸籍システム・データを庁舎外に持出すことを禁じており、自己導入、共同化にかかわらず、自治体職員が自らこれを管理しなければならない内容となっている。</p> <p>こうした規制を満足するには、高セキュリティを確保した保管場所の整備や、管理のための専門技術者を職員として安定的に雇用しなければならない。戸籍事務以外の市町村業務は、民間ASP・SaaSを利用するなどのクラウド化によって、最大限のコスト削減、業務の効率化、BCPの確保を図ろうとする中で、現戸籍事務の電子化に伴う運用は、そうした市町村行政の高度化、効率化を阻害していると考えられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	戸籍法施行規則 第7条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>自治体クラウドでは、市町村のあらゆる業務システムについて、民間ASP・SaaSを含む共同アウトソーシングにより、従来から市町村が抱える財政的、人的、技術的、設備的課題の解決を図るものであるから、戸籍システムについても、他の業務システムと同様に、民間ASP・SaaSサービスを容認すべきである。</p> <p>また、民間ASP・SaaS展開では業務の標準化が必須となるが、戸籍システムに関しては業務が既に標準化されており、民間によるASP・SaaSサービスの展開は他の業務に比して極めて容易と考えられる。一刻も早く規制を廃し、民間サービスの充実を促すべきである。</p>

意見提出者	北海道深川市
1. 項目	IRUにより整備した光ブロードバンド管理の負荷解消
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	IRUにより整備した光幹線網などの資産管理は市町村の責務となっており、将来的な更新負担はもとより、設備の維持管理や道路改良工事などによる改修経費などの負担と、これらの事務負担は市町村行財政に新たな負荷となっている。ましてIRU導入の市町村には、これまで民間が独占的に行ってきた通信技術分野を管理監督する体制など、整えることはできないことから、住民への安全で安定したサービスの維持に絶えず不安を抱えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	これまでIRUにより整備した光ブロードバンド設備を民間通信事業者に無償譲渡を可能とするとともに、今後は、不採算地域においても市町村を介することなく、都市部と同様、通信事業者の責任においてブロードバンド化を進めるよう制度を改めていただきたい。



意見提出者	北海道深川市
1. 項目	住基カード多目的利用の条例整備義務の廃止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	住基カードの独自利用領域を用いて公共サービスを展開する際、利用者の住所地の市町村がその利用を条例で定めなければならないため、公共温泉のポイントサービスなど広域的サービスでは、利用者の住所地が不特定であり条例整備は困難なことから、公平なサービスを提供することができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法第30条の4第8項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	住基カードの多目的利用に関しては、市町村条例に定めること無く、カード所有者の自己判断で利用可能なよう制度改正を願いたい。

意見提出者	個人
1. 項目	—
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	—
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p><b>【ICT利活用の促進には認証連携基盤が不可欠】</b></p> <p>今私たちは、情報通信技術(ICT)がもたらしたグローバル情報世界で、情報検索サービス、情報サービス・クラウド、電子書籍・ジャーナルに代表される「知の大競争」に勝ち抜かなければなりません。そうしないと、「知識サービス産業、知的情報産業」への構造転換が出来ず、経済発展や雇用確保は危ういものとなります。「知の大競争」を征することが、国際的な存在感の向上や国際ICT競争力の強化、ICTサービスの国際流通、ひいては、国民の共通目標やICT未来ビジョンの明確化につながるものと考えます。</p> <p>そのためには、教育と研究の現場での高度ICT人材育成やわが国の科学技術に裏打ちされたICTイノベーションが不可欠であります。そこで、全国の1300弱の大学・高専・研究機関などの学術情報基盤の地域格差を是正し、どこにいても、誰でも、ICTを活用した研究開発や高等教育が可能となる上位層アプリケーションサービスの学術クラウド基盤整備が不可欠であります。</p> <p>私たち学術分野では、大学間で情報サービス連携できるようにするための学術認証フェデレーション基盤を2005年から全国の大学と連携して構築してきました。この学術認証フェデレーションは、① 様々な情報サービスをシングルサインオン技術(SSO)により一元化して利用でき、マッシュアップによる複数のサービスの有機的な連携が、特定の情報サービス事業者のみに依存せずオープンな環境によって実現できる、② 多様なサービス提供者の参入が可能となり、情報(コンテンツ)・サービスの質的向上が促進される、③ 先進諸国における学術研究と高等教育の認証フェデレーションの進展や、「ブラジルや中国」が新たに参加してくる状況を考慮し、情報(コンテンツ)・サービスを必要としている利用者と情報サービスを提供する事業者とを的確に結びつける産官学の協調・連携の場を提供する、④ 国</p>

際認証連携による情報サービス連携に向けて、わが国のコンテンツや ICT サービスが国際市場で流通する環境の構築を加速する、という特徴があります。

現在、わが国の学術認証フェデレーションへの参加機関・加入者数は、2010 年度末に 50 万 ID になるものと予想しています。さらに、他の ID 標準や認証連携(Open ID, SAML)が進めば、今年度末には 100 万 ID になる可能もあります。今後は、全国の大学・研究機関などに展開して 400 万 ID を実現し、毎年 50 万人の出入り（入学・卒業・就職）に対して「生涯 ID」化を進め業際での ID 連携化を進めています。

先進諸国の学術認証フェデレーションで利用できるコンテンツや情報サービス SP(Service Provider)は、スイス SWITCHaai : 382、イギリス UK-FAM : 190、アメリカ InCommon : 150 以上、ドイツ DFN-AAI : 60、フィンランド Haka : 65、フランス Fédération Éducation-Recherche : 54、ノルウェーFEIDE : 50 以上、となっています。このように、欧米に比べると日本のコンテンツや ICT 情報サービスは十数の SP であり圧倒的に貧弱な状況にあります。

良質なコンテンツの確保と ICT サービスの爆発的な増加は、大学のみでは実現できません。いまこそ、産官学の「大」連携が必要となっています。それには、我が国の ICT インフラの普及動向を踏まえ、産官学を越えた連携を可能とする協調・連携体制を構築し、また、大学における認証統合・認証連携など Identity management の進化を前提として、産官学の新たな連携体制を再構築する必要もあります。

このように、ICT インフラ整備にとどまることなく、これからの日本を背負う ICT 人材の育成と、知的コンテンツ及び ICT システムやサービスのイノベーション誘発のために、産官学が「大」連携し、① グローバル ICT 基盤の進展を踏まえ、新たな産官学連携の仕組みの構築、② 大学など教育・研究機関の IdM (Identity management)の進展を前提とした産官学連携による情報サービス連携体制の構築、③ 多様な業界を横断した（業際）情報サービス連携のための ID 属性連携(i-Japan 2015 など)基盤の構築を提案します。

以上

意見提出者	個人
1. 項目	パスワードの脆弱性解決
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>記憶照合の代表的手法であるパスワードには「覚え易く思い出し易いパスワードは破られ易く、破られ難いパスワードは覚え難い」という脆弱性があるのは周知の事実です。この脆弱性解決のためにこれまで提唱されてきた対策は、メモを禁じたうえで、破られ難い、強いパスワードを、定期的に変更して使うこと、というものであり、きわめて実効性の乏しいものでした。「長大・ランダム・無機質」であることが求められる強いパスワードを、しかも複数個覚えるのは極めて困難です。</p> <p>パスワードの脆弱性問題は重要なものとこれまでも認識されてはいたものの今直ちに解決しなければならないという切迫したテーマとしては扱われず、これまでズルズルと先送りされてきました。しかし、今は一人の利用者がパスワードでアクセスするアカウントが急増してきたこととそうしたアクセスに使用する端末を屋外で使うケースが急増してきたことから、ICT利を活用するためには最早これ以上の先送りは不可能になってきているのではないかと思います。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>どんな素晴らしいシステムを提供しても、文字しか使えない従来型のパスワードでは安心して使うことはできません。ICT利活用を現実的なものとするためにはパスワードの脆弱性を解決すべく、人間の記憶能力にあったパスワードシステムを開発、提供することが不可欠です。</p> <p>パスワードの脆弱性を解決するには、人間の記憶の特性に沿って、パスワードの選択肢を増やさねばなりません。認知心理学の知見から、意味をもたない単なる記号を記憶し再生するよりも、画像を記憶し再認するほうが記憶の負担が軽減できることは明らかです。さらに、自分の経験にかかわるエピソード性が加わった画像を使えば、長期間にわたる持続的な記憶とすることもたやすくなります。従って、ICT利活用に当たっては、文字だけでなく画像なども使えるようにパスワードを拡張することが有効ではないかと考えるものです。</p>

意見提出者	法のライフライン・コンソーシアム
1. 項目	裁判（訴訟）申立てのオンライン化と遠隔地からの裁判所への出廷等に向けた司法の ICT 化への規制緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>1. 裁判は書面による申立てが原則で、持参又は郵送で行われている。持参の場合は裁判所までの移動コスト、郵送の場合は裁判所に届くまでに日数（時間）がかかる。また、裁判開始後も郵送でのやりとりが原則である。このため裁判を行う国民に移動コスト、時間コスト双方の負担を強いている。</p> <p>2. 法廷でのやりとり（期日と呼ばれる）は対面が原則である。期日には法廷等に出廷しなければならない離島等、裁判所から遠距離に住む人に対してほど、時間・費用の面で裁判参加への敷居を高くしている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>代表的な法制度は以下の通りである。</p> <p>① 書面申立て：民訴規則 2 条 1 項 申立てには書面及び記名捺印等を要求。</p> <p>② 裁判所から当事者への郵送：民訴法 99 条 裁判所から当事者への送達は特別送達か書留郵便等、書面での到達を要求。</p> <p>③ 対面による期日の実施：民訴法 87 条 1 項本文 両当事者が口頭弁論期日に出廷し弁論を行うことを要求。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国民の利便性の観点から、オンラインでの申立書による申請、遠隔からの法廷（期日）への参加が可能になるような制度が望ましい。

意見提出者	団体
1. 項目	一般用医薬品のインターネット販売の規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	昨年6月から離島居住者や継続使用者を除き、一般用医薬品（除3類）をインターネット上で販売することが禁止されており、来年6月以降は全面的に禁止される。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成21年5月29日）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	インターネット販売による一般用医薬品の副作用被害の事実関係を踏まえ、安全性を確保しながらインターネットにより一般用医薬品を販売する際のルール制定についての議論を早急に行い、来年5月末までに結論を得る。

意見提出者	団体
1. 項目	インターネットを活用した資金移動業者の本人確認方法の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	米国のように、インターネットを利用した資金移動業者がオンラインで本人確認を完結させることができず、資金決済法が施行されたにも係わらず、事実上、インターネットを利用した個人間送金サービスを開始することができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第3条1項1号チ、リ
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	米国では、送金業者が利用者の銀行口座情報やクレジットカード番号の入力をオンライン上で求め、送金業者が当該銀行口座やクレジットカードとの間で複数回行う少額取引の金額を利用者にオンラインで回答させるという方法で、インターネット上だけで本人確認を完結させることが認められている。上記の施行規則の条項のうち、資金移動業者が、銀行やクレジットカード会社が本人確認を行い、かつ、本人確認記録を保存していることを、事前の合意のもとに確認することを必要としている規定ぶりを緩和すべき。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	電子的本人認証の問題解決の取り組み
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>確実な本人認証は、あらゆるセキュリティの要素技術を考慮する前に存在していなければならない与件とも言えるものにもかかわらず、近年の本人認証に関する我が国政府の施策は寡少との印象です。</p> <p>ICT利活用促進の阻害要因である世界共通の悩みのパスワード問題に代表される本人認証の課題解決には国を挙げての本格的な取り組みが必須と思われます。さもないと個人の機密情報を大量に扱う電子政府・電子自治体システムが砂上の楼閣になりかねないからです。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>米国およびシンガポールで以下のような動きがあることは総務省におかれてもご承知のこととは存じます。</p> <p>6月25日、米政府発表でデジタルIDの導入を検討する旨の草案です。  <b>【草案：National Strategy for Trusted Identities in Cyberspace】</b>  <a href="http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/ns_tic.pdf">http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/ns_tic.pdf</a></p> <p>オバマ大統領のCyberspace Policy Reviewの施策案（草案）の一環のようですが、本人認証を重要な分野として認識して、サイバーセキュリティ全般の中に埋没させることなく、一つの独立したテーマとして取り上げています。</p> <p>シンガポールでは国が音頭をとって国民的な個人認証サービスセンターのようなもの（NAF(National Authenticaion Framework))を設立しようとしており、そのRFPが出されたところです。  <a href="http://news.xin.msn.com/en/singapore/article.aspx?cp-documentid=4150308">http://news.xin.msn.com/en/singapore/article.aspx?cp-documentid=4150308</a>  iDAのページ(<a href="http://www.ida.gov.sg/home/index.aspx">http://www.ida.gov.sg/home/index.aspx</a>)にNAF(National Authenticaion Framework)  (<a href="http://www.ida.gov.sg/Infrastructure/20090204132331.aspx">http://www.ida.gov.sg/Infrastructure/20090204132331.aspx</a>)があります。</p>



意見提出者	十島村（鹿児島県）
1. 項目	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア（約10%の世帯）における基盤整備の在り方について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	十島村は、小規模有人7島を有しており、民間事業者が運営できるような加入世帯数が見込めない地域であり、IRUによるブロードバンドの提供を実現（100%）できない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「基盤整備の考え方（90%→100%）」の「（2）基盤整備の方法」において、民間事業者にIRUに基づき貸し出すことでブロードバンドの提供を実現する公設民営方式を推奨していますが、IRUによりブロードバンドの提供を実現するには、民間事業者の事業判断（既存の中継ケーブル所持の有無等）が必要であり、民間事業者が決定権をもっているものと考えられ、実質上、自治体側には決定権はありません。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	政府がIRUによるブロードバンドの提供を推進するのであれば、自治体側に決定権を持たしたうえで、自治体・民間事業者の両者に経済的負担を負わずことなく、政府の経済的支援を前提として民間事業者が事業判断できるようにすべきであると考えます。

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	米国パトリオット法に関する日本国内の取り扱いについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	海外のデータセンターを利用する場合、上記法律がどこまでどのように効力があるのかが不明なため、利用ユーザーが判断に困って利用が促進されない場合がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	例えば2国間協定のような形で日本企業、官公庁関係のデータに関する保護について日米間およびAPECでプライバシーやセキュリティーにかかわる基本合意とそれに伴う法整備などを行って頂きたい。

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	官公庁との契約において IT システムにおける損害賠償額に上限がないことについて
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	官公庁との契約をする場合、損害賠償額に上限を設けていない場合が多く、中小企業や外資系企業にとって参入障壁となる場合がある。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	慣例だと思われる
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	通常民間取引では IT システムの損害賠償額の上限は契約額である。民間と同様の取り扱いとすることをご検討願いたい。

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	瑕疵担保の期間について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	官公庁との契約をする場合、納入システムの瑕疵担保期間が1年間以上と設けている場合が多く、中小企業や外資系企業にとって参入障壁となる場合がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	慣例だと思われる
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	従来のシステム構築のみならずクラウドシステムのワールドワイドでの条件通常平均3カ月である。条件の緩和をご検討願いたい。

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	補助金交付における契約年度について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	複数年度の事業計画に基づき補助金申請をしながら、単年度の支給しか保証されない場合がある。(オンプレミス型の場合は買い取りで対応できるが、サービス利用(月々の利用料課金形態)を前提とした場合に契約が出来ない。)
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	交付省庁の判断に任されていると思われる
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	複数年度にまたがる補助金申請の場合は、複数年支給を保証していただくなど考慮を頂きたい。

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	海外サーバ上のデータ管理に対する法的なガイドライン整備について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	法的なガイドラインがないために、海外にデータセンターを保有するクラウド事業者の参入が阻害される例がある。今年度の官公庁自治体の調達案件では、特に個人情報を中心にした情報が法的にどのような保護がなされるのかが“わからない”ということが理由となり、データの所在を国内に限定しているケースが見受けられる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ガイドラインがないことが問題と思われる
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	海外データセンターを所有するクラウドサービスを利用する際の法的な保護に対するガイドラインの策定、および必要な法的な保護に向けた対策をお願いしたい。まず、現状の法律上の問題点の明確化、その対策方法のガイドラインが必要だと考える。 (例：日本の個人情報保護法がどの場合に適用されるのか、されない場合にどのような手段で保護できるのか？ それ以外の法律上の制約は何か？その対策は何か？)

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	LGWAN とインターネットサービスの活用バランスについて
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	閉じたネットワークで行うべき業務と情報のセキュリティレベルの取り扱いが未定義である。これにより、各自治体がインターネット上のサービス利用に踏み切れず、IT 投資の増加要因となっている場合がある。その結果、ICT 活用の幅の拡大の阻害となる場合がある。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報セキュリティの考え方が各自治体の判断に任されている
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	LGWEAN-ASP で利用すべき業務を定義し、広域事業など、インターネットを利用した方が効率的な業務について、自治体が判断できるようなガイドラインが必要と思われる。

意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	LGWAN-ASPにおける海外のサービス（クラウドサービス）利用について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	LGWAN-ASPにおける海外のサービス（クラウドサービス）利用が妨げられている場合がある
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	LGWANの規定により、国内にデータセンターがあることとなっている
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	LGWEAN-ASPで利用すべき業務を定義し、広域事業など、インターネットを利用した方が効率的な業務について、自治体が判断できるようなガイドラインが必要と思われる。



意見提出者	株式会社セールスフォース・ドットコム
1. 項目	LGWAN とインターネットの協働サービスが実装できないことについて
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	LGWAN-ASP と、庁内 LAN インターネットサービスのスムーズな連携サービスを構築することができない場合がある。住民基本台帳の一部データを利用した広域サービスなどの構築が非効率となる場合がある。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	LGWAN からのインターネット接続ルートの禁止等
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	LGWAN-ASP の各種サービスと、パブリッククラウドを連携したサービス開発ができるような規則の緩和をご検討頂きたい。

意見提出者	個人
1. 項目	「ICTの利活用を阻む制度・規制等についての意見募集」という考え方への疑問
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	—
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICT利活用を阻害する制度や、そのような制度による阻害事例についての意見を求めているが、そもそも問題なのは、ICT利活用を促進する制度の不在である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共サイトならびに民間ポータルサイトのアクセシビリティを改善する必要がある。それにはJIS8341-3の改定だけでは効果が薄い。より積極的な施策が必要である。</li> <li>2. 電子書籍と電子書籍リーダーのアクセシビリティを実現する施策が必要である。</li> <li>3. テレビや録画機、CATVのSTBの電子番組表やメニュー操作およびオンデマンド放送のアクセシビリティを実現するための施策が必要である。</li> </ol>

意見提出者	日本ヒューレット・パッカー株式会社
1. 項目	自治体の行政システムに関して
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	地方自治体のICTシステムについては、地方自治の考え方より、各自治体で独自のシステムを有し、独自の運用を行っている。これにより、日本全体で膨大な数の類似システムが個別に開発・運用されるという不合理が発生し、地方自治体の財政だけでなく、国家財政にも大きな負のインパクトを与えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法（第1章 総則） 戸籍法（第1章 総則） 国民健康保険法（第1章 総則、第2章 市町村、第3章 国民健康保険組合） 等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国の根拠法に基づき、全市町村で統一的な管理・運用が望まれるものの、制度設計時に紙による運用を想定して、一元管理が不可能であった業務について、ICTの利用を前提に、国による一元的な管理・運用として、市町村には窓口業務を委任すべきである。

意見提出者	日本ヒューレット・パッカー株式会社
1. 項目	地方自治体の税に関して
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	地方自治体のICTシステムについては、地方自治の考え方より、各自治体で独自のシステムを有し、独自の運用を行っている。これにより、日本全体で膨大な数の類似システムが個別に開発・運用されるという不合理が発生し、地方自治体の財政だけでなく、国家財政にも大きな負のインパクトを与えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	地方自治体の税については、徴税権を自治体に残しつつ、税務事務については、国税庁に委任すべき。強制執行等において部分的な収納しかできない場合は、地方税を国税に対して明確に優先する。 但し、国税庁への委任により、事務コスト、社会コストが増大する税については、従来の税務のままとする。 税務の現場では、国税庁が圧倒的に強いと聞くので、その強い国税庁が地方税の徴収を行えば、徴収率もアップするはずであり、概ね80%前後の地方税の徴収率が、90%以上の国税なみになれば、相当な増収になる。

意見提出者	日本ヒューレット・パッカー株式会社
1. 項目	地方自治体の業務システムに関して
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	地方自治体のICTシステムについては、地方自治の考え方より、各自治体で独自のシステムを有し、独自の運用を行っている。しかしながら、根拠法については、各々を主管する府省等が改正案等を取りまとめており、制度改正後、各自治体がICTシステムを制度改正に対応させるために膨大なコストと時間を費消することを余儀なくされている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各自治体で使用する業務システムについては、根拠法を管理する主体が開発・維持を行い、制度の改正に伴い、業務システムの改修も行うべきである。実装は民間企業に委ねるも、少なくとも基本的な仕様については、根拠法を管理する主体が提供すべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	—
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>標記パブリックコメントに対する意見を述べます。</p> <p>そもそも「光の道」構想の詳細がよく分からないのですが、私は従来からNTTのフレッツ光サービスを利用しています。加入のきっかけは、大阪の大手家電量販店でフレッツ加入でPCが安くなるといった施策？で、ちょうどADSLから速度アップしたかったので、タイミングが良かったのもあります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>一方で、NTTだけがそのような施策をしている訳ではなく、関西エリアでは関電グループのケイオプティコムも大々的にセット販売しています。</p> <p>そもそもブロードバンド環境が必要な利用者は、各社の多様なサービス等を比較して料金的にシミュレーションもして加入の意思決定をしているもので、「光の道」構想で利用の意思がない家庭や企業まで一律に光ファイバを引くのは、受益者負担の観点からそぐわないと思います。</p> <p>(先に加入した人と国策でタダ？で加入できる人に差が生じるのは納得いかない)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>利用者も学習しているので、各キャリアも切磋琢磨することで受益者にとって、豊富なアプリケーションも創出されるのでは。</p> <p>雑誌日経コミュニケーションでも特集されていましたが、NTTグループだけ、固定と携帯が一体的にサービスできていない(これこそ規制だと思いますが)ことが、豊富なアプリケーションの出現を阻害しているとも思います。</p> <p>私は携帯もNTTドコモを利用していますが、料金がフレッツと個別に手続きしなければならないことも不便を感じます。</p> <p>光の道構想を取り巻く関係者のヒアリングでも、そもそも孫社長は国費を使って光を引き、それを使ってサービスを提供し儲けるといったビジネス感覚が見え隠れしており、決して国民の目線に立った議論ができてないのでは。</p> <p>よって、「光の道」構想には断固反対します。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証左であろう。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められなくてはならない。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したという総務省の過去の行為は見下げ果てたものである。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、総務省はこの省令改正を失策と明確に認めるべきである。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであ</p>

り、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。

昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。

現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。

コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならぬが、その方式変更途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネット上でユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識すべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカードのユーザー登録の廃止（地上デジタル放送専用の青カードについては既にユーザー登録が廃止されており、BS・CS・地上共用の赤カードについても来年3月に登録が廃止される予定である。<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100325.html>、<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100705.html> 参照）により、B-CASカードによるユーザーに対するコピー制御の技術的なエンフォースは完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。

2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乘せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乘せされ



	<p>るだけで、しかも不正機器対策には全くなならないという最低の愚策である。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談合を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>なし</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。</li> <li>2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。</li> <li>3. 無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。</li> </ol>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。</p> <p>しかし、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。</p> <p>かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号 著作権法第120条の2 不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号 海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法第30条第1項第2号を削除する。</li> <li>・合わせ、DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。</li> <li>・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応でき、その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されるべきではない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」） サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」） 刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。</li> <li>・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。</li> </ul>

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html</a>）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html</a>）の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号

4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	・著作権法第30条第1項第3号を削除する。
---	-----------------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるインターネットのような場においては、現行の個別の権利制限規制を前提とする著作権法全体がデジタル技術・情報の公正な利活用を阻害するものとなっている。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきとその範囲は不当に狭い。確かに法的安定性を高めるといふ点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入すべきである。</p> <p>なお、個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と権利者団体がスクラムを組んで個別規定すらかな</p>



	<p>か入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。2009年6月に成立した法改正においても、図書館におけるアーカイブ化のための権利制限の対象を国立国会図書館のみに限り、検索エンジンの権利制限の対象も、「業として行う者」と業規制をかけた上で、政令でその基準を定めようとし、研究目的の権利制限についても、大量の情報の統計解析のみを対象としているなど、不当に厳しい制限が課されており、天下り先の権利者団体のみにおもねる腐り切った文化庁による法改正の検討の弊害は如実に現れている。</p> <p>また、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>・著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。</p> <p>ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思っ送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	なし

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を是とするか如き歪んだ法的整理を早急に改め、大臣レベルでその見解を公表する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約の検討・交渉が政府レベルで交渉が行われている。</p> <p>2010年4月に公開されたこの条約の条文案には、法定損害賠償に関する条項が含まれているが、この法定賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながないものであり、日本において導入されるべきとは到底思えない制度である。選択肢の形になってはいるが、このような不合理な制度の導入を求めている一部の者によって、国内法改正の検討の際に不当に利用される恐れもあり、法定賠償に関する条項については削除を求めるべきである。</p> <p>また、日本の現在の法制度と比較した時、DRM回避規制について今以上の規制強化を必要とする条項も条文案に含まれている。しかし、2009年2月に、DRM回避機器に対して、ゲームメーカー勝訴の判決が出ていることを考えても、今以上の規制強化を是とするに足る立法事実は何一つなく、かえって、今以上の規制強化はユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p> <p>同じ条文案には、プライバシー保護に関する条項を入れることを検討すると書かれているものの、条文案には、インターネットにおけるプロバイダーの責任制限等についての条項も含まれており、この部分の法制化によりユーザーの情報アクセスに関する基本的な権利が不当な侵害を受ける恐れがあることを考えると、プライバシーの保護に関する条項だけでは不十分である。国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>また4月時点での条約案こそ公開されたものの、依然として交渉に関しては日本政府は要領を得ない概要の公開のみでごまかしている。交渉会合に際しては、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開するべきである。このような情報の公開に他国の承認が必要であるとするなら、交渉の場で条約に関する詳細情報の公開についての議論を日本政府として積極的に提起し、他国の承認を得るようにするべ</p>

	<p>きである。ほとんど全世界のインターネットユーザーつまり、全世界の全国民の情報アクセスに多大な影響を及ぼしかねないこの条約の交渉については、その交渉に関する全情報が公開されて良い。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模倣品・海賊版拡散防止条約から、法定賠償とDRM回避規制に関する条項について日本政府として削除を求める。</li> <li>・同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から議論を提起する。</li> <li>・プライバシーの権利だけではなく、国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかける。</li> <li>・交渉会合に際し、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開する。</li> </ul>

意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言によると、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っているとのことであるが、携帯電話事業者による、このような容量制限は、公平性の観点から、独禁法からも明らかに問題がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	なし
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	公職選挙法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法によって、選挙運動期間中にネットを選挙運動に用いることが完全に禁止されている。2009年7月21日に閣議決定された答弁書 (<a href="http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf">http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf</a> 参照) により、twitter の利用まで公職選挙法違反であるという政府見解が示されている。</p> <p>選挙運動期間中の選挙運動に関するネット上の掲示は全て、公職選挙法の第146条で規制の対象となっている文書図画の掲示とされ、完全に禁止されているが、これは、インターネットにおける正当な情報利用を阻害する一大規制となっている。</p> <p>第148条で、選挙の公正を害しない限りにおいて新聞・雑誌に対し報道・評論を掲載する自由を妨げるものではないと明文で規定しているが、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであり、第三種郵便物の承認のあるものであり、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来そうであったもので、引き続き発行するものと、ブログ等は無論のこと、大手ネットメディアですら入らない、あまりにも狭い規定となっている。第151条の3で放送についても同様の規定があるが、放送法を参照しており、当然のことながら、動画サイトなどは入らないと考えられる。</p> <p>紙媒体であろうが、ネットだろうが、実名だろうが、匿名だろうが、報道・批評・表現の本質に変わりはない。表現の自由は、憲法に規定されている権利であり、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、あらゆる媒体に最大限認められなくてはならないものであることは言うまでもない。もし、公職選挙法が杓子定規に解釈され、各種ネットメディアに不当な規制の圧力がかけられるようなら、公職選挙法自体憲法違反とされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第142条と第143条の認められる文書図画の頒布・掲示の中に、電子メール・ブログ・動画サイト等様々なネットサービスの利用類型を追加すること等により、公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。</li> <li>・公職選挙法第148条の規制を緩和し、新聞等に加えてネットにおける報道及び評論の自由も明文で認め、民主主義を支える最も重要な自由とし</li> </ul>

	て、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、ネットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。
--	--



意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(<a href="http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html">http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html</a>、<a href="http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html">http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html</a> 参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>(<a href="http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html">http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html</a> 参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは</p>

意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなりならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

## 2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイト

ブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

### 3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。

### 4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全Wikipediaにアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げても、FBIが偽リンクによる罅捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

([http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323\\_fbi\\_fake\\_hyperlink/](http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/)参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html> 参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html> 参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおい

ても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>)に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html> 参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-243608-66xml> 参照)なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

##### 5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制に

	<p>ついて根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える非人道的な日本ユニセフ協会のアグネス・チャン氏1名のみである。その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけで無く、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違憲のそしりを免れない現行の児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。</li> <li>・児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。</li> <li>・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定さ</li> </ul>

れている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。

- ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。

- ・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。

- ・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった (<a href="http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html">http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html</a> 参照)。</p> <p>2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており (<a href="http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm">http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm</a> 参照)、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている (<a href="http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html">http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html</a> 参照)。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	出会い系サイト規制法（正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）
4. ICT利活用を阻害	・出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。



する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	
---	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法（正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し（メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき）、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。</li> <li>・全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。</li> <li>・文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。</li> <li>・文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。</li> <li>・開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。</li> <li>・不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。</li> <li>・国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。</li> <li>・情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。</li> </ul>

- ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるべきである。
- ・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。
- ・特例としての開示の無期限延長を見直す。
- ・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。
- ・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。
- ・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする
- ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する・
- ・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザーから、ネット企業から、メディア企業から、とにかくあらゆる者から大反対されながらも、有害無益なプライドと利権の確保を最優先する一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリ</p>

	<p>スト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」） 各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年ネット規制法を廃止する。</li> <li>・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。</li> <li>・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。</li> </ul>

意見提出者	個人
1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、今なお係争中である「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。</p> <p>今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。</p> <p>さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。</p> <p>セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第7章及び第8章          刑法第62条          プロバイダー責任制限法（正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。</li> <li>・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪</li> </ul>

性についての提案	<p>も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。</p> <p>ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p>
----------	---

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権検閲・ストライクポリシー
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>まだ実施されていないと思われるが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられている。</p> <p>同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお採めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で進められており、さらに、ストライクポリシーの導入の検討を著作権団体が求めている。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲に他ならない対策は決して導入されてはならないものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入さ</p>



	<p>れるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p> <p>警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、2009年6月に、フランス憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>なし</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。</li> <li>・日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリーン・ダム計画に</li> </ul>

	<p>ついて技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。</li></ul>
--	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権保護期間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。文化庁の文化審議会において、延長の検討がなされて来ており、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているにもかかわらず、文化庁は保護期間延長に関して継続して検討しようとし続けている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも立たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスク論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切れることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>また、権利者団体と文化庁を除けば日本国内では、この点に関しては延長しないということではほとんど結論が出そろっているのであり、文化庁の保護期間延長に関する検討は完全に止められるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間について</p>

	<p>も人格権と財産権をごっちゃにするリスク論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から50年を超えて保護期間を延長することが、文化的な実演を多く生み出すためのインセンティブとなり、このインセンティブが、保護期間延長によって生じる公共利用に対するディスインセンティブを超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から50年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れることがない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同することは百害あって一利ないものである。</p> <p>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通チャネルがある今、独占権というインセンティブで流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているものであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及びTRIPS協定)で放送から20年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第2章第4節 著作権法第4章第6節 ベルヌ条約第7条 万国著作権条約第4条 ローマ条約第14条 レコード製作者の保護に関する条約第4条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第17条 TRIPS協定第12条及び第14条</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。</li> <li>・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を放送を行った時から20年とする。</li> </ul>

性についての提案	・合わせ、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。
----------	---

意見提出者	個人
1. 項目	天下り
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2007年6月23日号の週刊ダイヤモンドの「天下り全データ」という特集で、天下りとして2万7882人という人数が示されている。中には他愛のない再就職も含まれているだろうが、2万5千人を超える元国家公務員が各省庁所管の各種独立行政法人や特殊法人、公益法人、企業などにごめき、このような天下り利権が各省庁の政策を歪めているというのが、今の日本のおぞましい現状である。2010年8月に公表されたの内閣府の特例民法法人調査でも、このような特例民法法人だけで6千人を超える天下り理事がいるとしており、これで1割程度減っているというものの、以前の調査と合わせて考えると、様々な団体・企業になお数万人規模の天下り役人がいるのではないかと考えられる。</p> <p>しかし、法改正によって得られる利権・行政による恣意的な許認可権を盾に、役に立たない役人を民間に押しつけるなど、最低最悪の行為であり、一国民として到底許せるものではない。さらに、このような天下り役人が国の政策に影響を及ぼし、国が亡んでも自分たちの利権のみ伸ばせば良いとばかりに、国益を著しく損なう違憲規制を立法しようとするに至っては、単なる汚職の域を超え、もはや国家反逆罪を構成すると言っても過言ではない。</p> <p>知財・情報政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁から各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を決定するべきである。これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定するべきである。また、天下りの隠れ蓑に使われている特殊法人、公益法人、特定非営利活動法人、特定非営利活動法人等は全廃をベースとして検討を進めるべきであり、天下りを1人でも受け入れている団体・法人・企業は各種公共事業の受注・契約は一切できないという入札・契約ルールを全省庁において等しく導入するべきである。</p> <p>また、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」などにおいて提案されている、60歳を過ぎてから公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たな天下りルートも許されるべきでない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	国家公務員法

4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	・閣議決定により、国家公務員法で規定されている再就職等監視委員会を凍結し、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たに提案されている天下りルートも含め、天下りを完全に禁止する。
---	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルスという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良い。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないのであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルスについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルスにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルスに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきである。</p>



	<p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為</p> <p>(<a href="http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html">http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html</a> 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳も無く、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP <a href="http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html">http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html</a> において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP <a href="http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm">http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm</a> の注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法          租税特別措置法第66条の11の2          公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律          一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。</li> <li>・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。</li> <li>・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	私的録音録画補償金制度
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>私的複製によって生じる著作権者の経済的不利益を補償するため、MD、CD-R、DVD-R等の分離型録音録画専用デジタル録音録画機器・媒体に私的録音録画補償金が賦課されている。文化庁文化審議会において、数年に渡り縮小・廃止に向けた検討が行われ、補償金のそもそもの意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、2008年の6月にダビング10解禁のために文部科学大臣と経済産業大臣の間で暫定的な措置としてブルーレイ課金の合意がなされ、消費者不在の中、2009年の5月に著作権施行令の改正によってブルーレイへの課金まで実施された。さらには、この問題について、メーカーと補償金管理協会の間で訴訟が行われるにまで至っている。</p> <p>確かに今はコピーフリーのアナログ放送もあるが、ブルーレイにアナログ放送を録画することはまずもって無いと考えられるため、アナログ放送の存在もブルーレイ課金の根拠としては薄弱であり、そのアナログ放送も2011年には止められる予定となっている。</p> <p>特に、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金に合理性があったとは私には全く思えない。</p> <p>わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。このような不当に厳しいコピー制限が維持される限り、私的録画補償金は廃止すべきである。</p> <p>文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁は、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠っている（文化庁は、基本問題小委員会を設けたが、始めからメンバーが権利者団体のみ片寄っており、このような腐った小委員会で著作権の根本に関わる問題など検討できないことは明白である。）。</p> <p>世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録</p>

	<p>音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。</p> <p>この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第2項 著作権法第5章 著作権法施行令第1章</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. そもそも、著作権法の様な私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にする。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判別することの出来ない形態の複製をいたずらに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきである。</p> <p>2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にすることの代償であることを法文上明確にする。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM（コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM）がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にする。</p> <p>3. また、タイムシフト、プレースシフト等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にする。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にする。</p> <p>4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとした上で、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのかについてのきちんとした調査を行う。</p> <p>この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出する。単に私的録音録画の量のみを問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検</p>

証を行う。

5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められるべきである。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金や受信料・電波の割当といった各種の公的に与えられている既得権益も補償金の一種ととらえられることを念頭に置くべきである。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くすため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定される必要がある。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとセーフハーバーとして機能する範囲・金額の確定が行われなくてはならない。

あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されるべきである。

6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されるようにするべきである。

なお、天下り先の権利者団体のみにおもねり、国益を無視して暴走する腐り切った文化庁には、もはや、この問題の検討能力は完全に無い。上記のような方向性で検討する必要があると私は考えているが、無理なようであれば、この制度を現行のまま完全に凍結すると閣議決定することも、合わせ検討するべきである。

意見提出者	社団法人生命保険協会
-------	------------

1. 項目	民間事業者による行政情報の利用・活用を推進するための枠組みの構築
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、行政が保有する情報については、民間による利用・活用が活発に行われている状況になく、また官民の手續において双方が保有する情報を連携するための枠組みがないことから、国民（住民）・行政・民間事業者それぞれに負荷がかかっている。</p> <p>例えば、生命保険会社の業務においては、以下のような事象が生じている。</p> <p>ア) 個人年金保険支払時の被保険者の生存確認の観点から、年金受取人が市区町村長証明印を受けた現況届を生命保険会社に毎年提出する必要があるが、ご高齢の年金受取人にとって大きな負荷となっている。 （なお、公的年金については、平成18年10月より、社会保険庁が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが認められ、現況届の送付・返信手續が不要となっている。）</p> <p>イ) お客さまの転居等に際し住所変更の届出がない場合、お客さまへの重要な連絡・案内等を行うために市区町村への照会を実施しているが、相当の時間やコストが生じている。</p> <p>ウ) 生命保険料控除証明書等のお客さまへの書面での交付、税務署等からの保険内容等に係る照会に対する文書回答等により、相当の時間やコストが生じている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳ネットワークシステム等が保有する行政情報を民間事業者が利用・活用するための枠組みが構築されていない。また、税務手續等においてICTの利用・活用が限定的となっている。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国民（住民）生活に大きな影響を与える少子高齢化・人口減少のトレンドに対し、それにふさわしい社会、すなわちIT技術の活用等による生産性が高く効率的な社会の実現を目指す必要がある。</p> <p>安全・安心な情報セキュリティ環境の整備を含め、国民（住民）本人のコントロールの下で住民基本台帳ネットワークシステム等が保有する行政情報を民間事業者が利用・活用するとともに、官民の手續において双方が保有する情報を連携するための枠組みを構築することを提案する。</p> <p>これにより、国民（住民）の日常生活における利便性を向上させるとともに、行政及び民間事業者の事務の効率化が期待される。</p>

意見提出者	特定非営利活動法人 光ファイバー普及推進協会
1. 項目	ICT 利活用に対する根本的な思考の方向性に問題があるように感じる。
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT の利活用が何たるかを消費者に告知している様には、とても思えない。消費者理解を得られなければ、利活用の促進などあり得ない話だと思います。</p> <p>それを前提とした上で、「ブロードバンド」と言う言葉が今や曖昧な状況にあり、ADSL・VDSL・CATV と FTTH が最大伝送能力に大きく差があるにも関わらず、「ブロードバンド」としてひとくくりで議論されている事が阻害の一つと考えます。</p> <p>鶏が先か卵が先かと言った論理になってしまうかも知れませんが、言わば、ICT 利活用のサービスメニューに消費者が魅力（メリット）を感じないから、使わないのではないのでしょうか？</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	縦割り行政が阻害の根源である。ICT 利活用の促進に関しては、総務省だけでなく、国家戦略として、省庁の枠を超えた政策実行で ICT 利活用促進が可能となる。
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>戸建て住宅等には、直接配線で、ある意味、簡単に FTTH が、完成する訳ですが、集合住宅においては、NTT は、光配線方式として、FTTH 化を自らの資産として配線している状況で、建築主がマルチキャリアを望んだ場合に、どうしても LAN 配線方式の導入を考えてしまう環境にあるのです。それは、入居者が多様な訳ですから、「NTT だけ使えば良い」なんて発想では、「買われない」「借りて貰えない」物件になってしまう訳ですから、当然と言えば当然な訳ですよ。</p> <p>そもそも、マルチキャリアを考え、自営設備で LAN 配線を構築するのであれば、それなりのお金が必要となる訳ですから、LAN の代わりに例え、1 芯のファイバーでも、各室に敷設すれば、次世代対応型の配線として、サービス提供の高度化にも対応しうる建物内インフラが整う訳ですよ。従って、国土交通省との連携が必要な訳です。</p> <p>インフラが整えば、サービス提供側は、より高度で、消費者が「使いたい」と思うサービスを提供しはじめる訳ですから、それが ICT の利活用促進の近道になるのではないのでしょうか？</p> <p>また、ICT 利活用の促進には、情報通信と放送の融合は必要不可欠です。コンピュータの無い家庭は今でも沢山あると思いますが、テレビの無い家庭はほとんど無いと思います。ICT の利活用端末をテレビで考える事が重要であると思います。その為には、総務省として放送インフラの FTTH 化→テレビに光接続端子（V-ONU 内蔵）が常設（経済産業省と連携）ってことになれば、NHK が開発している、スーパーハイビジョン映像の伝送路としても、問題なく利用できるのではないのでしょうか？高精度な映像技術を開発して、電波にのせるために、金をかけて圧縮技術（人間の目にはわからない程度なのかもしれませんが、結局の所、情報劣化してしまう訳でしょ？）を開発してるなんて、愚の骨頂なのでは無いかと感じてしまいま</p>

す。そんな開発に金を使うなら、その金を CATV 会社に割り当てて、放送伝送路の FTTH 化するインフラ整備に使うべきなのでは？通信と放送の FTTH 化が並行する事で、建物内の光化を自営設備として構築するのが当たり前になれば、テレビで ICT 利活用が容易にできる環境が整い、更には、インターホン端末も併せて、緊急地震速報や防犯防災、スマートグリッド、遠隔医療、介護、電子マネー等、消費者が安心・安全で快適な生活をするために「知らず知らずに ICT 利活用している」環境になると思われる。

また、一般市民の感覚は、

「ICT 利活用」って具体的にはどんな事なの？どんな事ができるの？ってレベルなのではないでしょうか？ICT 利活用の促進を図りたいのであれば、具体的に「こんな事やあんな事ができるんだあ！」って来場者が体感できる様な常設ショールームを開設し、啓蒙する事も大切なのではないのでしょうか？

関係企業が自社のショールームで自社商品のみを紹介する手前味噌なものではなく、関係企業が協力して、モデルルームの様な擬似自宅空間を作り出し、自宅の場面場面で利用できる ICT サービスを体感できる、オールジャパンで構築する体感型のショールームを行政が音頭をとり、人が集まる場所（ついでに来場できる立地条件）に開設する事が必要なのではないのでしょうか？

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html</a> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html</a> の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていた点であり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものだ。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害	著作権法第30条第1項第3号を削除する。



する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	
---	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。</p> <p>しかし、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。</p> <p>かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号 著作権法第120条の2 不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号 海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法第30条第1項第2号を削除する。</li> <li>・DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。</li> <li>・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。</li> </ul>

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>文化庁の暴走と当時の国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行された。</p> <p>しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。改正法は未施行であるが、既に、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられるなど、弊害は出始めている。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（※1、後述）や知財本部へのパブコメ（※2、後述）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と当時の国会議員の無知によって成立した、言わば「自公政権の負の遺産」であり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利無いダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除する事を強く希望する。民主党は自公政権とは違い、国民の権利を尊重して下さる事を強く期待している。</p> <p>（※1：文化庁HP  <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html</a> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）</p> <p>（※2：知財本部のHP  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html</a> の個人からの意見参照）</p>
3. ICT利活用を阻害	著作権法第30条第1項第3号

する制度・ 規制等の根 拠	
4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	著作権法第30条第1項第3号を削除する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	DRM回避規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現状、不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされている。</p> <p>DRM回避規制については、2010年4月に公開された海賊版対策条約（ACTA）案において、DRM回避規制の対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）や対象の拡大（「のみ」要件の緩和）等が必要な条文案が選択肢を示さない形で提示されており、さらにこのような規制強化について知財計画2010においても具体的な制度改革案を2010年度中にまとめるとされている。</p> <p>しかし、2009年2月にDRM回避機器についてゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。</p> <p>かえって、著作権法において、私的領域におけるコピーコントロール回避まで違法とすることで、著作権法全体に関するモラルハザードとデジタル技術・情報の公正な利活用を阻む有害無益な萎縮効果が生じているのではないかと考えられる。</p> <p>デジタル技術・情報の公正な利活用を阻むものであり、そもそも、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）は撤廃すべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。</p> <p>ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討されるべきでないのは無論のこと、このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p>

<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法第30条第1項第2号 著作権法第120条の2 不正競争防止法第2条第1項第10号、第11号 海賊版対策条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法第30条第1項第2号を削除する。</li> <li>・合わせ、DRM回避規制に関して、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化をしないと閣議決定する。</li> <li>・海賊版対策条約（ACTA）条約交渉においてDRM回避規制関連条項を取り除くよう日本政府から強く働きかける。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証左であろう。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められなくてはならない。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したという総務省の過去の行為は見下げ果てたものである。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、総務省はこの省令改正を失策と明確に認めるべきである。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであ</p>



り、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。

昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。

現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政の未来は暗い。

コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならないが、その方式変更途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネット上でユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識すべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に標的とするべき悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカードのユーザー登録の廃止（地上デジタル放送専用の青カードについては既にユーザー登録が廃止されており、BS・CS・地上共用の赤カードについても来年3月に登録が廃止される予定である。

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100325.html>、

<http://www.b-cas.co.jp/www/whatsnew/100705.html> 参照)により、B-CASカードによるユーザーに対するコピー制御の技術的なエンフォースは完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。

2009年の情報通信審議会の間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乗せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乗せされ

	<p>るだけで、しかも不正機器対策には全くならないという最悪の愚策と言わざるを得ない。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談合を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このような悪い冗談としか思えないコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>なし</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。</li> <li>2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。</li> <li>3. 無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。</li> </ol>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	私的録音録画補償金制度
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>私的複製によって生じる著作権者の経済的不利益を補償するため、MD、CD-R、DVD-R等の分離型録音録画専用デジタル録音録画機器・媒体に私的録音録画補償金が賦課されている。文化庁文化審議会において、数年に渡り縮小・廃止に向けた検討が行われ、補償金のそもそもの意義が問われた中で、その解決をおざなりにしたまま、2008年の6月にダビング10解禁のために文部科学大臣と経済産業大臣の間で暫定的な措置としてブルーレイ課金の合意がなされ、消費者不在の中、2009年の5月に著作権施行令の改正によってブルーレイへの課金まで実施された。さらには、この問題について、メーカーと補償金管理協会の間で訴訟が行われるにまで至っている。</p> <p>確かに今はコピーフリーのアナログ放送もあるが、ブルーレイにアナログ放送を録画することはまずもって無いと考えられるため、アナログ放送の存在もブルーレイ課金の根拠としては薄弱であり、そのアナログ放送も2011年には止められる予定となっている。</p> <p>特に、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金に合理性があったとは私には全く思えない。</p> <p>わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。このような不当に厳しいコピー制限が維持される限り、私的録画補償金は廃止すべきである。</p> <p>文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁は、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠っている。</p> <p>なお、文化庁は基本問題小委員会を設けたが、始めからメンバーが権利者団体のみに偏っており、このような小委員会で著作権の根本に関わる問題など検討できないことは明白である。</p> <p>世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているという事はほぼ皆無であり、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きは</p>

	<p>どうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。</p> <p>この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどここの国を見ても無い。この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第30条第2項 著作権法第5章 著作権法施行令第1章</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>1. そもそも、著作権法のような私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にする。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判断することの出来ない形態の複製をいたずらに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきである。</p> <p>2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にするための代償であることを法文上明確にする。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM（コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM）がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にする。</p> <p>3. また、タイムシフト、プレースシフト等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にする。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にする。</p> <p>4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとした上で、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのかについてのきちんとした調査を行う。</p> <p>この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出する。単に私的録音録画の</p>

量のみを問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検証を行う。

5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められるべきである。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金や受信料・電波の割当といった各種の公的に与えられている既得権益も補償金的一种ととらえられることを念頭に置くべきである。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くすため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定される必要がある。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとセーフハーバーとして機能する範囲・金額の確定が行われなくてはならない。

あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されるべきである。

6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されるようにするべきである。

なお、天下り先の権利者団体のみにおもねり、国益を無視して暴走する文化庁には、もはや、この問題の検討能力は完全に無い。上記のような方向性で検討する必要があると私は考えているが、無理なようであれば、この制度を現行のまま完全に凍結すると閣議決定することも、合わせ検討するべきである。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権保護期間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の日本の著作権法において、著作権の保護期間は著作者の死後50年とされている。実演、レコード及び放送に関する著作隣接権については、それぞれ実演を行った時、音を最初に固定した時、放送を行った時から50年とされている。文化庁の文化審議会において、延長の検討がなされて来ており、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているにもかかわらず、文化庁は保護期間延長に関して継続して検討しようとし続けている。</p> <p>1. 著作権そのものの保護期間について</p> <p>著作権そのものに関しては、現行でも著作者の死後50年という極めて長い期間に渡って著作権が保護されることになっている。また、著作者人格権については保護期間が切れるということはない。</p> <p>文化的に、ひ孫の孫くらいのことまで考えて創作をしている人間がいるとも思われず、文化の多様化のためにはこれ以上の延長はほとんど何の役にも立たず、経済的にも、著作者の死後50年を経てなお権利処理コストを上回る財産的価値を保っている極めて稀な著作物のために、このコストを下回るほとんど全ての著作物の利用を阻害することは全く妥当でない。</p> <p>また、保護期間延長問題は金銭的な話でないとするリスク論もよく権利者側が持ち出すのだが、創作者が世に出したいと思う形のまま、創作者の名前を付けて著作物を流通させるために、同一性保持権や氏名表示権といった著作者人格権が、既に保護期間が切れることのない権利として規定されているのであり、人格権と財産権を混同した主張は取り上げるに値しない。延長問題は、あくまで権利の財産的な側面のみを考慮して考えられなくてはならない。</p> <p>これほど長期間に渡る著作権の保護期間は、過去の圧倒的多数の著作物の新たな技術による公共利用、過去の大多数の著作物のデジタル情報としての公共利用に対する一大阻害要因となっており、著作権者の個々のメリットに比して社会的デメリットがあまりにも大きな有害な規制として機能している。このような著作権の保護期間については、短縮が検討されてしかるべきである。</p> <p>また、権利者団体と文化庁を除けば日本国内では、この点に関しては延長しないということではほとんど結論が出そろっているのであり、文化庁の保護期間延長に関する検討は完全に止められるべきである。</p> <p>2. 実演家の著作隣接権の保護期間について</p> <p>同一性保持権や氏名表示権などの実演家の人格権も特に保護期間と一緒に切れるということはないので、実演家の著作隣接権の保護期間について</p>

	<p>も人格権と財産権をごっちゃにするリスク論は全く当てはまらない。</p> <p>実演から50年を超えて保護期間を延長することが、文化的な実演を多く生み出すためのインセンティブとなり、このインセンティブが、保護期間延長によって生じる公共利用に対するディスインセンティブを超えるという明確な論拠が示されるならばともかく、実演から50年という期間はかなり著名かつ長命の実演家でなければ切れることがない期間であり、今のところ、実演家の著作隣接権の保護期間延長についても、これを是とするに足る根拠は何一つなく、これも延長されるべきでない。</p> <p>なお、著作隣接権の中でも、実演家の権利と、レコード製作者・放送事業者の権利は大きく性質が異なっているものであり、これらを混同することは百害あって一利ないものである。</p> <p>3. レコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間について レコード製作者と放送事業者という創作者ではない流通事業者の著作隣接権は、単にレコード会社や放送局が強い政治力を持っていたことから無理矢理ねじ込まれた権利に過ぎず、その目的は流通コストへの投資を促すことのみであったものである。インターネットという流通コストの極めて低い流通チャネルがある今、独占権というインセンティブで流通屋に投資を促さねばならない文化上の理由もほぼ無くなっているものであり、これらの保護期間は速やかに短縮することが検討されるべきである。</p> <p>なお、放送事業者の権利の保護期間については、今でもローマ条約及びTRIPS協定)で放送から20年と規定されているだけであり、短縮するのに国際的障害はない。合理的な理由無く決められた保護期間を短縮することが憲法上問題になる訳もない。</p> <p>なお、過去、保護期間の短縮を行った国としては、ポルトガルとスペインが存在しており、保護期間の短縮は国際的に見て完全に不可能とされるものではない。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>著作権法第2章第4節 著作権法第4章第6節 ベルヌ条約第7条 万国著作権条約第4条 ローマ条約第14条 レコード製作者の保護に関する条約第4条 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約第17条 TRIPS協定第12条及び第14条</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁における著作権保護期間延長の検討を閣議決定により停止する。</li> <li>・放送に関する著作隣接権に関しては、速やかに保護期間を放送を行った時から20年とする。</li> </ul>

性についての提案	・合わせ、現行ですら余りに長い著作権及びレコード製作者あるいは放送事業者の著作隣接権の保護期間短縮のため、日本政府からベルヌ条約他の関係条約の改正提案を行うことを、政府レベルで検討する。
----------	---



意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	一般フェアユース条項の導入による著作権規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるインターネットのような場においては、現行の著作権法全体が個別の権利制限規制を前提としており、デジタル技術・情報の公正な利活用を阻害するものとなっている。</p> <p>今現在、文化庁の文化審議会において著作権法における一般フェアユース条項の導入が検討されているが、2010年6月の法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」で示された方針は、「A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」、「C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」のみを権利制限の一般規定の対象とするべきとその範囲は不当に狭い。確かに法的安定性を高めるといふ点ではこれらの類型について権利制限を設けることは重要であるものの、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の「一般」規定の名に値しない。これでは、既存の個別制限規定がことごとく不当に狭く使いにくいものとされているという現状から来る問題に対処する上では極めて不十分な、狭く使いにくい「個別」規定が新たに追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものであり、著作物の公正利用には上記以外の変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用、付随的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない利用に限るといった形で不当にその範囲を狭めるべきでは無く障害者福祉、教育、研究、資料保存やパロディ等のための利用、個人の情報発信に伴う利用、ネットワークサービスに関連する利用、企業内における著作物の利用等、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入すべきである。</p> <p>なお、個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と権利者団体がスクラムを組んで個別規定すらかな</p>

	<p>か入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。2009年6月に成立した法改正においても、図書館におけるアーカイブ化のための権利制限の対象を国立国会図書館のみに限り、検索エンジンの権利制限の対象も、「業として行う者」と業規制をかけた上で、政令でその基準を定めようとし、研究目的の権利制限についても、大量の情報の統計解析のみを対象としているなど、不当に厳しい制限が課されており、天下り先の権利者団体のみにおもねる文化庁による法改正の検討の弊害は如実に現れている。</p> <p>また、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。</p>
<p>3. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠</p>	<p>著作権法</p>
<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>・著作権法に、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を可能な限り早期に導入する。</p> <p>ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	著作権の間接侵害・侵害幫助
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられ、今なお係争中である「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件等を考えても、今現在、著作権の間接侵害や侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にある。</p> <p>今現在、著作権の間接侵害・侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあり、民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。</p> <p>さらに、著作権の間接侵害事件や侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうことを考えると、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定することが喫緊の課題である。</p> <p>セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、今現在文化庁の文化審議会で検討されているように、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第7章及び第8章          刑法第62条          プロバイダー責任制限法※          (※:正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向	<p>・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。</p> <p>・合わせ、今現在の文化庁の文化審議会における、著作権法に間接侵害一般規定を設けることに関する検討を停止し、間接侵害や著作権侵害幫助罪</p>

性についての提案	<p>も含め、著作権侵害とならないセーフハーバーの範囲を著作権法上きちんと確定するための検討を開始する。</p> <p>ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。</p>
----------	---

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	著作権検閲・ストライクポリシー
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>まだ実施されていないと思われるが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられている。</p> <p>同じく、著作権検閲に流れる危険性が極めて高い、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で進められており、さらに、ストライクポリシーの導入の検討を著作権団体が求めている。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲に他ならない対策は決して導入されてはならないものである。</p> <p>また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>このような提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入さ</p>

	<p>れるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。</p> <p>警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーについても、2009年6月に、フランス憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるものであるとして、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定された。フランスでは今なおストライクポリシーに関して揉め続けているが、日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。</p> <p>これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手と言わざるを得ず、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>なし</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やストライクポリシー、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。</li> <li>・閣議決定により、日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリ</li> </ul>

ーン・ダム計画について技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わないこととする。

・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約の検討・交渉が政府レベルで交渉が行われている。</p> <p>2010年4月に公開されたこの条約の条文案には、法定損害賠償に関する条項が含まれているが、この法定賠償制度は、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながないものであり、日本において導入されるべきとは到底思えない制度である。選択肢の形にはなっているが、このような不合理な制度の導入を求めている一部の者によって、国内法改正の検討の際に不当に利用される恐れもあり、法定賠償に関する条項については削除を求めるべきである。</p> <p>また、日本の現在の法制度と比較した時、DRM回避規制について今以上の規制強化を必要とする条項も条文案に含まれている。しかし、2009年2月に、DRM回避機器に対して、ゲームメーカー勝訴の判決が出ていることを考えても、今以上の規制強化を是とするに足る立法事実は何一つなく、かえって、今以上の規制強化はユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。このような危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含めた形での条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおおよそ論外である。日本政府として、海賊版対策条約（ACTA）へのDRM回避規制関連条項の導入に反対し、同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で議論を提起するべきである。</p> <p>同じ条文案には、プライバシー保護に関する条項を入れることを検討すると書かれているものの、条文案には、インターネットにおけるプロバイダーの責任制限等についての条項も含まれており、この部分の法制化によりユーザーの情報アクセスに関する基本的な権利が不当な侵害を受ける恐れがあることを考えると、プライバシーの保護に関する条項だけでは不十分である。国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけるべきである。</p> <p>また4月時点での条約案こそ公開されたものの、依然として交渉に関しては日本政府は要領を得ない概要の公開のみでごまかしている。交渉会合に際しては、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開するべきである。このような情報の公開に他国の承認が必要であるとするなら、交渉の場で条約に関する詳細情報の公開についての議論を日本政府として積極的に提起し、他国の承認を得るようにするべ</p>



	<p>きである。ほとんど全世界のインターネットユーザーつまり、全世界の全国民の情報アクセスに多大な影響を及ぼしかねないこの条約の交渉については、その交渉に関する全情報が公開されて良い。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>模倣品・海賊版拡散防止条約（検討中）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模倣品・海賊版拡散防止条約から、法定賠償とDRM回避規制に関する条項について日本政府として削除を求める。</li> <li>・同時に、DRM回避規制の強化による情報アクセスに関する国民の基本的な権利の侵害の危険性について国際的な場で日本政府から議論を提起する。</li> <li>・プライバシーの権利だけではなく、国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利である情報アクセスの権利等の情報の自由に関する権利を守るということも、条約に書き込むべきであると日本から各国に積極的に働きかける。</li> <li>・交渉会合に際し、毎回速やかに自国の交渉スタンスと各国政府の反応について、議論の詳細を公開する。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする、出会い系サイト規制法の改正法が年の5月に成立し、同年12月から施行されている。その後、2009年の2月から3月にかけて、警視庁が、SNS各社に対して書き込みの削除要請をし、あるSNSでは内容の精査も無いまま「出会い」に関するコミュニティが全て削除されるということが起こった (<a href="http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html">http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html</a> 参照)。</p> <p>2009年5月には、やはり警視庁が、SNSサイトの年齢確認の厳格化を要請しており (<a href="http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm">http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm</a> 参照)、2009年6月には、無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出ている (<a href="http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html">http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html</a> 参照)。</p> <p>警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要かつ有害な萎縮効果が既に発生していることは、一般サイト事業者に対する警察からの要請とその反応から明らかである。</p> <p>この出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反しており、表現の自由などの国民の最重要の基本的な権利をないがしろにするものである、今回の出会い系サイト規制法の改正については、今後、速やかに元に戻すことが検討されなくてはならない。</p> <p>既に逮捕者まで出ているが、出会い系サイト規制法は、その曖昧さから別件逮捕のツールとして使われ、この制度によって与えられる不透明な許認可権限による、警察の出会い系サイト業者との癒着・天下り利権の強化を招く恐れが極めて強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すまでにおいても、この危険な法律の運用については慎重の上に慎重が期されるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>出会い系サイト規制法 (正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」)</p>
4. ICT利活用を阻害	<p>・出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す。</p>

する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	
---	--

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずである。この青少年ネット規制法は、一昨年从去年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット関連企業・メディア企業、とにかくあらゆる者から批判されながらも、極一部の議員と官庁の思惑のみから成立したものであり、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。この青少年ネット規制法を超え、現実を無視した規制強化を推進しようとするほど有害無益なことはなく、この点において、東京都がなすべきことがあるとしたら、青少年ネット規制法の廃止を都から国に要請することのみである。</p> <p>フィルタリングに関する規制については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きちんと本当の問題点を示してから検討してもらいたいとパブコメ等で再三意見を述べているが、今に至るもこのような本当の問題点を示す調査はなされていない。繰り返しになるが、フィルタリングについて、一部の者の一方的な思い込みによって安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきである。</p> <p>また、東京都等の地方自治体の推し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p> <p>なお、フィルタリングについては、その政策決定の迷走により、総務省</p>

	<p>は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた過去がある。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第3者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。今までのところ、フィルタリングサービスであれ、ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗しているとする根拠はなく、かえって必要なことは、不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずであり、廃止するまでにおいても、青少年ネット規制法の規制は、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売を助長することにつながる恐れが強く、このような不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用が検討されるべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）</li> <li>・各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</li> </ul>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年ネット規制法を廃止する。</li> <li>・廃止するまでにおいても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。</li> <li>・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の児童ポルノ規制法により、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」という非常に曖昧な第2条第3項第3号の規定によって定義されるものも含め、児童ポルノの提供及び提供目的の所持まで規制されている。最近も、2009年4月に、アフィリエイト広告代理店社長が児童ポルノ規制法違反幫助容疑で送検され、2009年5月に、児童ポルノサイトへのリンクを張ることについて、児童ポルノ公然陳列幫助容疑で2名が送検され</p> <p>(<a href="http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html">http://www.j-cast.com/2007/05/09007471.html</a>、<a href="http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html">http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2007/05/09/15641.html</a> 参照)、2009年6月には、女子高生の水着を撮影したDVDを児童ポルノとして製造容疑でビデオ販売会社社長他が逮捕されるなど</p> <p>(<a href="http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html">http://www.47news.jp/CN/200907/CN2009071901000294.html</a> 参照)、警察による法律の拡大解釈・恣意的運用は止まるところを知らず、現行法の運用においてすら、インターネット利用の全てが極めて危険な状態に置かれている。</p> <p>このような全く信用できない警察の動きをさらに危険極まりないものにして、当時の与党である自民党と公明党は、児童ポルノ規制法の規制強化を企て、「自身の性的好奇心を満たす目的で」という主観的要件のみで児童ポルノの所持を禁止する、いわゆる単純所持規制を含む法改正案を第171回国会に提出し、民主党はやはり危険な反復取得罪を含む法改正案を提出し、国会で審議が行われた。第171回国会の解散によって、これらの改正法案は一旦廃案となったが、自民公明両党によって再提出され、今なお継続審議とされているのであり、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとする法改正の検討が今後も続けられかねないという危うい状態にあることに変わりはない。</p> <p>2009年6月には、警察庁、総務省などの規制官庁が絡む形で、検閲にしかなりようがないサイトブロッキングを検討する児童ポルノ流通防止協議会が発足し、この協議会で児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドラインが作られ、さらに、警察庁からアドレスリスト作成管理団体の公募が行われ、2010年7月には、内閣府の児童ポルノ排除対策ワーキングチームと犯罪対策閣僚会議によって、2010年度中にサイトブロッキングを自主規制として導入するという目標を含む児童ポルノ排除総合対策がとりまとめられている。</p> <p>1. 単純所持規制及び創作物規制について</p> <p>閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは</p>

意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得回数も、何ら危険性を減少させるものではない。

児童ポルノ規制推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を（故意にか否かはともかく）混同した論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生しない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、現実の児童保護という目的を大きく逸脱する。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする科学的・客観的な根拠は何一つ存在していない。規制を強化するにあたっては虚構と現実の区別がつかないごく一部の人間が持っている個人的好悪など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益な規制強化の検討ではない。児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

## 2. サイトブロッキングについて

警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を行うことは、実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことである。いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このことは、このようなリストに基づくブロッキング等が、自主的な民間の取組という名目でいくら取り繕おうとも、どうして憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や通信の秘密、検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないかということの根本的な理由であり、小手先の運用や方式の変更などでどうにかなる問題では断じて無い。現時点でこの問題の克服は完全に不可能であり、アドレスリスト作成管理団体のガイドライン、公募、これに対する血税の投入等を全て白紙に戻し、このような非人道的なブロッキング導入の検討を行っている各種検討会を全て即刻解散するべきである。

さらに言えば、このように自主規制と称しながら、内閣府の児童ポルノワーキングチームや犯罪閣僚会議といった官主導の会議で実質的な検閲に他ならないブロッキングの導入方針を決めるなど、異常極まりないことである。政府にあっては、速やかに自らの過ちを認め、閣議決定等により危険かつ有害無益な規制強化の方針決定の撤回を行うべきである。

政府において、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、前国会のような危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。



なお、ブロッキングに関する広報・啓発を行う必要があるとすれば、現時点では、権力側によるその濫用の防止が不可能であり、表現の自由や通信の秘密といった憲法に規定された国民の基本的な権利に照らして問題のない運用を行うことが不可能であるという問題の周知にのみ努めるべきである。

### 3. プロバイダーのセーフハーバーについて

警察の恣意的な運用によって、現行法においてすら児童ポルノ規制法違反幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態にあることを考え、今現在民事的な責任の制限しか規定していないプロバイダー責任制限法に関し、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討するべきである。

### 4. 国際動向について

児童ポルノの閲覧の犯罪化と創作物の規制まで求める「子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」の根拠のない狂った宣言を国際動向として一方的に取り上げ、児童ポルノ規制の強化を正当化することなどあってはならないことである。児童ポルノ規制に関しては、最近、ドイツのバンド「Scorpions」が32年前にリリースした「Virgin Killer」というアルバムのジャケットカバーが、アメリカでは児童ポルノと見なされないにもかかわらず、イギリスでは該当するとしてブロッキングの対象となり、プロバイダーによっては全 Wikipedia にアクセス出来ない状態が生じたなど、欧米では、行き過ぎた規制の恣意的な運用によって弊害が生じていることも見逃されるべきではない。アメリカだけを取り上げても、FBIが偽リンクによる捜査を実行し、偽リンクをクリックした者が児童ポルノがダウンロードしようとしたということで逮捕、有罪にされるという恣意的運用の極みをやっている

([http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323\\_fbi\\_fake\\_hyperlink/](http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/)参照)、単なる授乳写真が児童ポルノに当たるとして裁判になり、平和だった一家が完全に崩壊している

(<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html> 参照)、日本のアダルトコミックを所持していたとして、児童の性的虐待を何ら行ったことも無く、考えたことも無い単なる漫画のコレクターが司法取引で有罪とされている

(<http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html> 参照)などの、極悪かつ非人道的な例が知られている。単純所持規制を導入している西洋キリスト教諸国で行われていることは、中世さながらの検閲と魔女狩りであって、このような極悪非道に倣わなければならない理由は全く無い。

しかし、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ており、アメリカにおいても、2009年1月に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2009年2月に連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲー

ム規制法が違憲として否定されていることや、2009年のドイツ国会への児童ポルノサイトブロッキング反対電子請願

(<https://epetitionen.bundestag.de/index.php?action=petition;sa=details;petition=3860>) に13万筆を超える数の署名が集まったこと、ドイツにおいても児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、既に憲法裁判が提起され

(<http://www.netzeitung.de/politik/deutschland/1393679.html> 参照)、去年与党に入ったドイツ自由民主党の働きかけで、法施行が見送られ、ドイツは政府としてブロッキング撤廃の方針を打ち出し、欧州レベルでのブロッキング導入にも反対していること

(<http://www.welt.de/die-welt/vermischtes/article6531961/Loeschung-von-Kinderpornografie-im-Netz.html>、

<http://www.zeit.de/newsticker/2010/3/29/iptc-bdt-20100328-736-243608-66xml> 参照) なども注目されるべきである。スイスにおいて最近発表された調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制の根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されるべきではない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきであり、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならない。

かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけるべきである。

##### 5. 児童ポルノ排除対策ワーキングチームについて

上で書いた通り、政府の会議で自主規制と称して実質的な検閲の導入方針が決定されること自体異常極まりないことであるが、このような危険かつ有害無益な規制強化の方針を含む児童ポルノ排除対策ワーキングチームは、ホームページなどを参照する限り、2回しか開かれておらず、議事録も不十分であり、有識者として呼ばれたと分かるのは、児童ポルノ規制について根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える日本ユニセフ協会大使のアグネス・チャン氏（日本国民ではない！！）1名のみである。

	<p>その下のワーキンググループに至っては議事概要すら公開していない。児童ポルノ排除総合対策案に対するパブコメの期間も実質10日程度とあまりにも短く、到底国民の意見を聞く気があるとは思えない形で意見募集が行われている。パブコメの結果についても、運用以前の問題としてブロッキング等に反対する意見が圧倒的多数だったと思われるにもかかわらず、「運用面での配慮を求める意見が相当数寄せられた」と国民から寄せられた意見を勝手に歪曲し、結果概要にパブコメとは無関係の新聞記事を付けて印象操作を行うなど、到底許されざる恣意的操作を内閣府はパブコメ結果に加えた。</p> <p>このワーキングチームあるいはグループは議事録、議事の進め方、対策のとりまとめ方等あらゆる点で不透明であり、このような問題だらけのワーキングチームで表現の自由を含む国民の基本的権利に関わる重大な検討が進められることなど論外である。このような検討しかなし得ない出来レースの密室政策談合ワーキングチーム・ワーキンググループは即刻解散するべきである。</p> <p>このワーキングチームは即刻解散するべきであるが、さらに今後児童ポルノ規制について何かしらの検討を行うのであれば、その検討会は下位グループまで含めて全て開催の度数日以内に速やかに議事録を公表する、一方的かつ身勝手に危険な規制強化を求める自称良識派団体代表だけでなく、表現の自由に関する問題に詳しい情報法・憲法の専門家、児童ポルノ法の実務に携わりその本当の問題点を熟知している法律家、規制強化に慎重あるいは反対の意見を有する弁護士等も呼ぶ、危険な規制強化の結論ありきで報告書をまとめる前にきちんとパブコメを少なくとも1月程度の募集期間を設けて取る、提出されたパブコメは概要のみではなく全文を公開するなど、児童ポルノ規制の本当の問題点を把握した上で検討が進められるようにするべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>児童ポルノ規制法 (正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」)</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法ですら違憲のそしりを免れない児童ポルノ規制法について、速やかに児童ポルノの定義の厳格化のみの法改正を行う。</li> <li>・児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。</li> <li>・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのよ</li> </ul>

うな技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。

- ・プロバイダー責任制限法に関し、被侵害者との関係において、刑事罰リスクも含めたプロバイダーの明確なセーフハーバーについて検討する。

- ・児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。

- ・児童ポルノ流通防止協議会、内閣府の児童ポルノ対策ワーキングチーム等を解散し、サイトブロッキングの導入に関する検討を完全に停止する。

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>同じく民間団体に過ぎないにもかかわらず、日本ガーディアン・エンジェルスという団体が、犯罪に関する情報を匿名で受け付け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということを行っており、この7月からネットでの受理まで開始している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。</p> <p>サイト事業者が自主的に行うならまだしも、何の権限も有しないインターネット・ホットラインセンターなどの民間団体からの強圧的な指摘により、書き込みなどの削除が行われることなど本来あってはならないことである。このようなセンターは単なる一民間団体で、しかもこの団体に直接害が及んでいる訳でもないため、削除を要請できる訳がない。勝手に有害と思われる情報を収集して、直接削除要請などを行う民間団体があるということ自体おかしいと考えるべきであり、このような有害無益な半官検閲センターは即刻廃止が検討されて良い。このような無駄な半官検閲センターに国民の血税を流すことは到底許されないものであって、その分できちんとした取り締まりと削除要請ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。</p> <p>日本ガーディアン・エンジェルスについても同断であり、直接害が及んでいる訳でもない単なる一民間団体が、直接一般からの通報を受け付け、刑事事件に関与して、解決に結び付いた場合に情報料を支払うということ自体異常である。インターネット・ホットライン・センターにせよ、この日本ガーディアン・エンジェルスにせよ、警察の本来業務を外部委託することがそもそもおかしいのであり、日本ガーディアン・エンジェルスに無駄に国民の血税を流すべきでは無く、その分できちんとした情報受け付けと事件の解決ができる人員を、法律によって明確に制約を受ける警察に確保すべきである。また、このようなことに手を染めている日本ガーディアン・エンジェルスは、特定非営利活動法人あるいは認定特定非営利活動法人の名に値するものでは無く、その取り消しが検討されるべきである。</p>

	<p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、この6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えているが、日本ユニセフの寄付行為</p> <p>(<a href="http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html">http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_kifu.html</a> 参照)において、根拠無く焚書と表現弾圧を叫ぶことは、ユニセフの趣旨には入っていないと考えられ、このようなことが事業としてあげられている訳も無く、このような行為は寄付行為違反である。さらに、民主主義の基礎中の基礎である表現の自由等の精神的自由の重要性を考えると、寄付行為違反を超えて、このような行為は明白に公益を害するものである。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第96条に基づいて、日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から改善命令を出すべきである。また、このような法人は、公益法人あるいは特定公益増進法人の名に値するものではなく、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定取り消しをするべきである。(なお、日本ユニセフ協会は、そのHP <a href="http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html">http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_tax.html</a> において、募金の税法上の優遇について、特定公益増進法人への寄付が優遇措置を受けられると書いているが、公益法人改革の一環として、既に全ての公益法人に対する寄付に対して同等の優遇措置が認められているのであり(財務省HP <a href="http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm">http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm</a> の注参照)、これもかなり悪質なミスリードである。)</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>特定非営利活動促進法          租税特別措置法第66条の11の2          公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律          一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。</li> <li>・日本ガーディアン・エンジェルスにおける警察の委託事業を停止する。また、同時に、日本ガーディアン・エンジェルスに対して、特定非営利活動促進法及び租税特別措置法第66条の11の2に基づく特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人の認定の取り消しを検討する。</li> <li>・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めるよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	情報公開法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	情報公開法 (正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し(メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき)、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべきである。</li> <li>・ 全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるところとするべきである。</li> <li>・ 文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべきである。</li> <li>・ 文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとするべきである。</li> <li>・ 開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべきである。</li> <li>・ 不開示情報である「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」かどうかの判断に、行政機関等の裁量を大きく認めるべきでない。</li> <li>・ 国等における審議・検討等に関する情報で、それを公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報についても、行政機関の裁量が大きく入る余地があるため、原則開示とすべきである。</li> <li>・ 情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示しなければならないと明確化するべきである。</li> </ul>

- ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるべきである。
- ・開示請求から開示決定等までの期限を短縮する。
- ・特例としての開示の無期限延長を見直す。
- ・実費と利用者の負担の両方のバランスを考慮し、手数料の減額を検討する。
- ・不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの法定期限を導入する。
- ・情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする
- ・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める手続を導入する
- ・裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入する。
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。



意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約及びこれらの締結に必要な法改正・ウィルス作成罪
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国際組織犯罪防止条約の締結には、共謀罪の創設が必要とされているが、私は必要とは思えない。何故なら、現状でも大規模テロなどについてはすでに殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応できるからである。その他、個別の立法事実があればそれに沿った形で個別の犯罪についての予備罪の適否を論ずるべきであって、広範かつ一般的な共謀罪を創設する立法事実はない。実行行為に直接つながる行為によって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたからこそ処罰されるという我が国の刑法学の根幹を揺るがすものである共謀罪は、決して導入されてはならない。組織要件の厳密化にしても、今現在国会に提出されている修正案のような、その目的や意思のみによる限定は客観性を全く欠き、やはり恣意的な運用しか招きようのない危険なものである。このような危険な法改正を必要とする国際組織犯罪防止条約は日本として締結するべきものではない。</p> <p>サイバー犯罪条約は、通信記録や通信内容等の情報の保全・捜索・押収・傍受等について広範かつ強力な手段を法執行機関に与えることを求めているが、このような要請は、我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものであり、この条約も日本として締結するべきものではない。前国会に提出されていた法改正案中でも、差し押さえるべき物がコンピューターである場合には、このコンピューターと接続されているあらゆる記録媒体とそこに記録されている情報を差し押さえ可能であるとされていたが、昨今のインターネットの状況を考えると、差し押さえる範囲が過度に不明確になる懸念が強く、裁判所の許可無く捜査機関が通信履歴の電磁的記録の保全要請をすることが出来るとしていた点も、捜査機関による濫用の懸念が強く、このような刑事訴訟法の枠組みの変更は、通信の秘密やプライバシー、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がない限り、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利、といった我が国の憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くものと私は考える。</p> <p>また、ウィルス作成等に関する罪についても、以前の法改正案の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」電磁的記録という要件は、客観性のない人の意図を要件にしている点でやはり曖昧に過ぎ、このような客観性のない曖昧な要件でウィルス作成等に関する刑罰が導入されるべきではない。</p> <p>留保・解釈を最大限に活用しても、憲法に規定されている国民の基本的な権利に対する致命的な侵害を招くことになるだろう、これらの条約は、日本として締結するべきものではないものである。前国会に提出されていた法案は廃案のままにするとともに、条約からの脱退を検討し、今後、ウ</p>

	<p>ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期すべきである。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>国際組織犯罪防止条約（正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」）</p> <p>サイバー犯罪条約（正式名称は、「サイバー犯罪に関する条約」）</p> <p>刑法の改正検討</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前国会に提出されていた、国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約の締結のための法改正案は廃案のままにすると閣議決定を行う。同時に、条約からの脱退を検討する。</li> <li>・ウイルス作成等に関する刑罰の導入を検討するのであれば、その要件が十分に客観性のあるものとなるよう、慎重の上に慎重を期す。</li> </ul>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	公職選挙法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法によって、選挙運動期間中にネットを選挙運動に用いることが完全に禁止されている。2009年7月21日に閣議決定された答弁書 (<a href="http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf">http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/171/toup/t171234.pdf</a> 参照) により、twitter の利用まで公職選挙法違反であるという政府見解が示されている。</p> <p>選挙運動期間中の選挙運動に関するネット上の掲示は全て、公職選挙法の第146条で規制の対象となっている文書図画の掲示とされ、完全に禁止されているが、これは、インターネットにおける正当な情報利用を阻害する一大規制となっている。</p> <p>第148条で、選挙の公正を害しない限りにおいて新聞・雑誌に対し報道・評論を掲載する自由を妨げるものではないと明文で規定しているが、新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するものであり、第三種郵便物の承認のあるものであり、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来そうであったもので、引き続き発行するものと、ブログ等は無論のこと、大手ネットメディアですら入らない、あまりにも狭い規定となっている。第151条の3で放送についても同様の規定があるが、放送法を参照しており、当然のことながら、動画サイトなどは入らないと考えられる。</p> <p>紙媒体であろうが、ネットだろうが、実名だろうが、匿名だろうが、報道・批評・表現の本質に変わりはない。表現の自由は、憲法に規定されている権利であり、民主主義を支える最も重要な自由として、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、あらゆる媒体に最大限認められなくてはならないものであることは言うまでもない。もし、公職選挙法が杓子定規に解釈され、各種ネットメディアに不当な規制の圧力がかけられるようなら、公職選挙法自体憲法違反とされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第142条と第143条の認められる文書図画の頒布・掲示の中に、電子メール・ブログ・動画サイト等様々なネットサービスの利用類型を追加すること等により、公職選挙法第146条の規制を緩和し、ネット選挙を解禁する。</li> <li>・公職選挙法第148条の規制を緩和し、新聞等に加えてネットにおける報道及び評論の自由も明文で認め、民主主義を支える最も重要な自由とし</li> </ul>

	て、その代表を選ぶ選挙において、その公平を害しない限りにおいて、ネットメディア、動画サイト、ブログ等における表現の自由を最大限確保する。
--	--

意見提出者	個人
1. 項目	天下り
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2007年6月23日号の週刊ダイヤモンドの「天下り全データ」という特集で、天下りとして2万7882人という人数が示されている。中には他愛のない再就職も含まれているだろうが、2万5千人を超える元国家公務員が各省庁所管の各種独立行政法人や特殊法人、公益法人、企業などにごめき、このような天下り利権が各省庁の政策を歪めているというのが、今の日本のおぞましい現状である。2010年8月に公表されたの内閣府の特例民法法人調査でも、このような特例民法法人だけで6千人を超える天下り理事がいるとしており、これで1割程度減っているというものの、以前の調査と合わせて考えると、様々な団体・企業になお数万人規模の天下り役人がいるのではないかと考えられる。</p> <p>しかし、法改正によって得られる利権・行政による恣意的な許認可権を盾に、役に立たない役人を民間に押しつけるなど、最低最悪の行為であり、一国民として到底許せるものではない。さらに、このような天下り役人が国の政策に影響を及ぼし、国が亡んでも自分たちの利権のみ伸ばせば良いとばかりに、国益を著しく損なう違憲規制を立法しようとするに至っては、単なる汚職の域を超え、もはや国家反逆罪を構成する売国行為と言っても過言ではない。</p> <p>知財・情報政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁から各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を決定するべきである。これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定するべきである。また、天下りの隠れ蓑に使われている特殊法人、公益法人、特定非営利活動法人、特定非営利活動法人等は全廃をベースとして検討を進めるべきであり、天下りを1人でも受け入れている団体・法人・企業は各種公共事業の受注・契約は一切できないという入札・契約ルールを全省庁において等しく導入するべきである。</p> <p>また、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」などにおいて提案されている、60歳を過ぎてから公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たな天下りルートも許されるべきでない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	国家公務員法

<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>・閣議決定により、国家公務員法で規定されている再就職等監視委員会を凍結し、大臣の承認を受ければ良いとするような迂回天下りや、嘱託職員として再就職するような隠れ天下りや、公務員の身分のまま公益法人などに出向するといった新たに提案されている天下りルートも含め、天下りを完全に禁止する。</p>
--	---

意見提出者	個人
1. 項目	メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言において、通常のメールと同様SNSサービス中の「ミニメール」の内容が通信の秘密に該当するのは当然のこととしても、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるかの如き整理がなされている。同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの如き整理がなされている。</p> <p>しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対しデフォルトオンで認める余地があるとする事は、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思っ送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高い。受信情報のフィルタリングに関する要件を一方的に拡大解釈し、送信者に対するデフォルトオンのメールの内容確認の余地を認めることは、実質的にメール・通信の検閲の余地を認めるに等しく、憲法にも規定されている通信の秘密をないがしろにすることにつながりかねない極めて危険なことである。これはデフォルトオンでメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではなく、総務省にあっては、実質的なメールの検閲を是とするかの如き通信の秘密に関する歪んだ整理を速やかに改めるべきである。</p> <p>この部分において、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、利用者の同意がなければ通信の秘密を侵害するものとして許されないのは当然のこととして、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証し得ないものである。DPI技術についても、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらす危険性が極めて高く、実質的な検閲をもたらしかねない危険なものとして安易な法的整理はされてはならない。契約書によったとしても、それだけでは、明確かつ個別の同意が十分に得られ、利用者からDPI技術の存在と対象範囲について十分に意識・検証可能となっているとすることはできない。DPI技術の利用については、通常の利用者の明確かつ個別の同意を得ることは現時点では不可能であり、この部分の記載は、現時点で、法的課題を克服することは困難であり、基準等の作成もされるべきではないとされなくてはならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・	なし

規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を是とするか如き歪んだ法的整理を早急に改め、大臣レベルでその見解を公表する。



意見提出者	個人
1. 項目	携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言によると、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っているとのことであるが、携帯電話事業者による、このような容量制限は、公平性の観点から、独禁法からも明らかに問題がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	なし
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	コピーワンス・ダビング10・B-CAS
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>無料の地上放送の全てに、2008年まではコピーワンスというコピーを1個しか認めない異常に厳しいコピー制限がかけられていた。2008年からわずかに緩和されたが、やはりダビング10という不当に厳しいコピー制限が今も維持されている。このようなコピー制限を維持するためとして、無料の地上放送の全てにB-CASによりスクランブル・暗号化が施されているという状態が今もなお続いている。</p> <p>2009年の総務省の情報通信審議会の中間答申で、ようやく無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能とした2002年6月の省令改正についての記載が加えられた。このように以前、無料の地上放送へのスクランブル・暗号化を禁じる省令が存在していた理由についての記載はやはり無いが、これは、無料地上放送は本来あまねく見られるべきという理念があったことの証左であろう。過去の検討経緯についてよりきちんとした情報開示を行い、このような過去の省令に表れている無料の地上放送の理念についても念頭においた上で再検討が進められなくてはならない。</p> <p>本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したという総務省の過去の行為は見下げ果てたものである。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、総務省はこの省令改正を失策と明確に認めるべきである。</p> <p>B-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであ</p>

り、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。

昨年運用が開始されたダビング10に関しても、大きな利便性の向上なくして、より複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけの弥縫策としか言いようがなく、一消費者・一国民として納得できるものでは全くない。さらに、ダビング10機器に関しては、テレビ（チューナー）と録画機器の接続によって、全く異なる動作をする（接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる）など、公平性の観点からも問題が大きい。

現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とする、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。

コピー制限技術はクラッカーに対して不断の方式変更で対抗しなければならぬが、その方式変更途方もないコストが発生する無料の地上放送では実質的に不可能である。インターネット上でユーザー間でコピー制限解除に関する情報がやりとりされる現在、もはや無料の地上放送にDRMをかけていること自体が社会的コストの無駄であるとはっきりと認識すべきである。無料の地上放送におけるDRMは本当に縛りたい悪意のユーザーは縛れず、一般ユーザーに不便を強いているだけである。さらに、B-CASカードのユーザー登録の廃止（地上デジタル放送専用の青カードについては既にユーザー登録が廃止されており、BS・CS・地上共用の赤カードについても来年3月に登録が廃止される予定である。  
<http://www.b-cas.co.jp/whatsnew/100325.html>、  
<http://www.b-cas.co.jp/whatsnew/100705.html> 参照）により、B-CASカードによるユーザーに対するコピー制御の技術的なエンフォースは完全に不可能となっており、既に存在意義を完全に失っているB-CASカード・システムは速やかに完全に地上デジタル放送から排除されるべきである。

2009年の情報通信審議会の中間答申において、現行のB-CASシステムと併存させる形でチップやソフトウェア等の新方式を導入することが提言されており、今も恐らく企業レベル等で検討が進められているものと思うが、無意味な現行システムの維持コストに加えて新たなシステムの追加で発生するコストまでまとめて消費者に転嫁される可能性が高く、このような弥縫策は、一消費者として全く評価できないものである。さらに言うなら、これらの新方式は、不正機器対策には全くなならない上、新たに作られるライセンス発行・管理機関が総務省なりの天下り先となり、新方式の技術開発・設備投資コストに加え、天下りコストまで今の機器に上乘せされかねないものである。この審議会において同じく検討課題とされていた、制度的エンフォースメントにしても、正規機器の認定機関が総務省

	<p>なりの天下り先となり、その天下りコストがさらに今の機器に上乗せされるだけで、しかも不正機器対策には全くならないという最低の愚策である。</p> <p>無料の地上放送の理念を歪め、放送局・権利者・国内の大手メーカーの談合を助長している、無料の地上放送にかけられているスクランブル・暗号化こそ問題なのであって、B-CAS類似の無意味なシステムをいくら併存させたところで、積み上げられるムダなコストが全て消費者に転嫁されるだけで何の問題の解決にもならず、同じことが繰り返されるだけだろう。基幹放送である無料地上波については、B-CASシステムを排除し、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とすること以外で、この問題の本質的な解決がもたらされることはない。</p> <p>法的にもコスト的にも、どんな形であれ、全国民をユーザーとする無料地上放送に対するコピー制限は維持しきれものではない。このようなバカげたコピー制限に関する過ちを二度と繰り返さないため、無料の地上放送についてはスクランブルもコピー制御もかけないこととする逆規制を、政令や省令ではなく法律のレベルで放送法に入れることを私は一国民として強く求める。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>なし</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現する。</li> <li>・あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしを基本とする。</li> <li>・無料地上波については、ノンスクランブル・コピー制限なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルにではなく、法律に書き込む。</li> </ul>